

令和元年第3回東大和市議会定例会会議録第20号

令和元年9月4日（水曜日）

出席議員（21名）

2番	大 后 治 雄 君	3番	二 宮 由 子 君
4番	実 川 圭 子 君	5番	森 田 真 一 君
6番	尾 崎 利 一 君	7番	上 林 真 佐 恵 君
8番	中 村 庄 一 郎 君	9番	根 岸 聡 彦 君
10番	木 下 富 雄 君	11番	森 田 博 之 君
12番	蜂 須 賀 千 雅 君	13番	関 田 正 民 君
14番	和 地 仁 美 君	15番	佐 竹 康 彦 君
16番	荒 幡 伸 一 君	17番	木 戸 岡 秀 彦 君
18番	東 口 正 美 君	19番	中 間 建 二 君
20番	大 川 元 君	21番	床 鍋 義 博 君
22番	中 野 志 乃 夫 君		

欠席議員（1名）

1番 関 田 貢 君

議会事務局職員（4名）

事務局 長	鈴木 尚 君	事務局 次長	並 木 俊 則 君
議事係 長	尾 崎 潔 君	主 任	高 石 健 太 君

出席説明員（27名）

市 長	尾 崎 保 夫 君	副 市 長	小 島 昇 公 君
教 育 長	真 如 昌 美 君	企画財政部長	田 代 雄 己 君
総 務 部 長	阿 部 晴 彦 君	総 務 部 参 事	東 栄 一 君
市 民 部 長	村 上 敏 彰 君	子 育 て 支 援 部 長	吉 沢 寿 子 君
福 祉 部 長	田 口 茂 夫 君	福 祉 部 参 事	伊 野 宮 崇 君
環 境 部 長	松 本 幹 男 君	都 市 建 設 部 長	鈴 木 菜 穂 美 君
学 校 教 育 部 長	田 村 美 砂 君	社 会 教 育 部 長	小 俣 学 君
公 共 施 設 等 マ ネ ジ ム ン ト 課 長	遠 藤 和 夫 君	総 務 管 財 課 長	岩 本 尚 史 君
情 報 管 理 課 長	山 田 茂 人 君	産 業 振 興 課 長	小 川 泉 君

地域振興課長 大法 努 君
福祉部副参事 原 里美 君
都市計画課長 神山 尚 君
教育総務課長 石川 博隆 君
選挙管理委員会
事務局 長 塚原 健彦 君

福祉推進課長 嶋田 淳 君
環境課長 宮鍋 和志 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
社会教育課長 高田 匡章 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅でございます。令和元年第3回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、交通安全活動及び交通安全教育についてお伺いをいたします。

①といたしまして、高齢者の交通事故防止についての現状、課題、今後の取り組みについて。

②といたしまして、幼児、児童・生徒への交通安全対策についての現状、課題、今後の取り組みについて。

③といたしまして、交通安全協会の活動における現状、課題、今後の取り組みについて。

④といたしまして、交通安全協会と地域との連携における現状、課題、今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、ハミングホール、東大和市体育施設等の指定管理者についてお伺いをいたします。

①といたしまして、現状における課題について。

②といたしまして、今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しては自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、高齢者の交通事故防止についてであります。全国的に高齢者の車両の運転による交通事故が多発する中、市におきましては、高齢者の交通安全対策としまして毎年、交通安全講習会を実施するとともに、令和元年7月からは、運転免許証の自主返納支援事業としまして免許証の返納者にコミュニティバスの回数券を交付する事業を開始いたしました。

また、東京都におきましては、令和元年7月末からペダルの踏み間違いによる急加速抑制装置としての機能を有する安全運転支援装置の設置費用を補助する事業を開始しております。

課題につきましては、交通事故件数が減少傾向にある中、高齢者の交通事故関与率が3割以上となっており、依然として高いことであります。

今後も関係機関の協力を得ながら、高齢者の皆様の交通事故の減少に向けて交通安全対策を実施してまいり

ます。

次に、幼児、児童・生徒への交通安全対策についてであります。毎年、幼稚園及び保育園に通う幼児、小学生、中学生の各年齢層に適した交通安全教室を実施しております。幼児につきましては交通ルールの基本を、小学生につきましては自転車運転免許講習会を、中学生につきましてはスタントマンによる体験型自転車交通安全教室等を行っております。

ハード面の対策としましては、毎年実施しております各小学校の通学路合同点検により、対策が必要な箇所について可能な交通安全対策を実施しております。さらに、令和元年8月から幼稚園・保育園の散歩・通園コース等の合同点検を行っております。

市内の子供の交通事故は減少傾向にありますが、継続した交通安全教育や啓発が大切であり、引き続き関係機関の協力を得ながら、体験型の学習を含めた交通安全教育や道路交通環境の整備などの対策を実施してまいります。

次に、交通安全協会の活動についてであります。東大和地区交通安全協会では、東大和警察署や市と連携を図りながら、市民の皆様の市内の各種団体等の交通安全意識の普及、浸透に努めていただいております。市や地域の行事の安全誘導や全国交通安全運動等の各種交通安全行事、主要交差点での街頭交通指導等、さまざまな交通安全活動を実施していただいております。

課題につきましては、会員の高齢化や会員数が減少傾向にあり、会員数をふやし組織力を強化していくことであると認識しております。

なお、市におきましても、市報に会員募集の記事を掲載しております。

交通安全対策につきましては、東大和地区交通安全協会の協力が不可欠であり、今後も引き続き東大和警察署とともに連携していく必要があると考えております。

次に、交通安全協会と地域との連携についてであります。東大和地区交通安全協会の地域での主な活動としまして、市内各地域の祭りや納涼祭等の安全誘導を行っていただいております。

課題としましては、そのような活動において複数の祭りが同日に開催される場合の人手不足や会員の高齢化が課題であると聞いております。

市としましては、東大和地区交通安全協会が円滑に活動できるよう、可能な支援をしていく必要があると考えております。

次に、ハミングホール、体育施設等の指定管理者による管理及び運営の現状の課題についてであります。ハミングホールにつきましては平成21年度から指定管理者制度を導入しており、平成31年度からは新たな指定管理者により運営されております。

課題につきましては、公園等の集客率や施設の稼働率を向上させることが重要であると認識しております。

また、体育施設等につきましては、平成22年度から指定管理者制度を導入しております。

課題につきましては、ふだん運動やスポーツを行っていない市民の皆様を広く取り込み、スポーツ実施率を向上させることが重要であると認識しております。

次に、ハミングホール、体育施設等における今後の取り組みについてであります。ハミングホールにつきましては、これまで施設に縁のなかった方々にも利用していただけるよう、さまざまな分野のワークショップの開催や大ホールホワイエの単独貸し出しなどにより集客の増加を図ることで、収支の健全化につながる効果を期待しております。

また、体育施設等につきましては、現在の指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了することから、現在次期指定管理者の指定に向けた事務を行っているところであります。

引き続き指定管理者と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の推進とスポーツ実施率の向上に努めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。順次再質問させていただきたいと思います。

それではまず、交通安全活動及び交通安全教育ということで幾つか伺いたいと思います。

まず①の高齢者の交通事故防止についての現状、課題、今後の取り組みについてというところで伺いたいと思います。

我が国では、かつて交通戦争と言われた時期があったというふうに思います。交通事故ゼロを目指して、学校を中心に地域ぐるみで交通安全教育に取り組んできた歴史があって、学校でもそのころから自転車の乗り方や横断歩道の渡り方、また登下校の指導など、熱心に交通安全教育をやってきたかなというふうに思っています。

最近では、自転車と歩行者の事故が大変クローズアップされることが非常に多くて、これは社会問題となっていて、歩道を歩いていて自転車と接触する機会、最近は耳につけて音楽を聞く方も若い方非常に多いので、だめなんです、そういった方も非常にふえてるなということでもありますので、自転車利用のマナー、それから自転車道路の歩行者と、国でも自転車専用道路をつくったりだとか、なるべく分離をしようということをやっておりますが、学校や地域で実施される交通安全教育の機会を通じて、高齢者や子供、そして交通安全の加害者にも被害者にもならない取り組みを市としても進めていくことが大事であり、また危機管理能力を身につけていただくためにも、こういった取り組みがこれからも必要だなというふうに思いましたので、幾つか質問させていただきたいと思います。

まずは、当然、東大和市の高齢者の交通事故、それから加害者である高齢者の数、その他把握して思うんですが、そのあたりを少し教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） おはようございます。

まず最初に、東大和市内の高齢者の交通事故の件数についてでございますが、平成28年から平成30年の3年間について答弁させていただきます。

まず平成28年でございますが、交通事故発生件数は276件でございます。そのうち高齢者が関与した事故につきましては95件、高齢者の関与率は34.4%となっております。続きまして、平成29年でございますが、交通事故発生件数は242件、高齢者の関与事故は72件、その関与率は29.8%となっております。平成30年につきましては、交通事故発生件数が233件、高齢者の関与事故が83件、その関与率は35.6%となっております。

交通事故件数、高齢者の関与事故はともに減少傾向にあります。高齢者の事故関与率で見ますと、交通事故発生件数の3割もしくは3割以上となっております。依然として高い状況にあるということで認識してございます。

高齢者の交通事故の原因についてでございますが、市内の統計では高齢者に限定した事故の原因までのデータは公表しておりませんので、参考としまして平成30年の都内のデータで述べさせていただきたいと思います。

まずどのような事故が多いかというところでございますが、車両が関与した事故が最も多い状況です。続き

まして自転車が関与した事故、3番目が歩行者が関与した事故となっております。

事故の時間帯でございますが、16時から18時が最も多く、続きまして10時から12時となっております。夕暮れ時の見えにくくなった時間帯の事故が多いことがわかります。

事故の原因につきましては、車両が関与した事故、自転車が関与した事故ともに安全不確認が最も多い状況です。続きまして、交差点安全進行義務違反が多くなっております。歩行者の事故では、横断歩道外での横断による事故が多い状況でございます。交通ルールを守り、夕方から夜は明るい色の服装にしたり反射材を身につけることが大事であると警察署では指導しております。

加害者でございます高齢者の年齢でございますが、加害者としましての年齢のデータはございません。

その似たようなものとしてでございますが、過失があった人数でございますら市内のデータでございますので、そちらのほうで述べさせていただきます。

平成30年のデータでございますが、平成30年におけます高齢者の事故で過失があった人数は全部で54人ございました。そのうち65歳から69歳までが最も多く21人で、およそ4割でございます。続きまして、70歳から74歳が17人で、およそ3割となっております。その次が75歳から79歳と、80歳以上が同数で8人、およそ15%となっている状況でございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今65歳から69歳が一番加害者になるのが多いのかなというお話があったと思いますが、当然まだ自分で若いという気持ちとせっかちになつてくる気持ちが交差してるちょうど年齢なのかなというふうに捉えておりますので、このあたりもせっかく、この後聞きますが、高齢者の交通安全講習会等のせっかく開催をしてるんですから、ぜひ御参加していただきたい世代だなというふうには捉えておりますが、高齢者の交通安全講習会でしたね、たしか、そのあたりの開催の詳細と、市民への告知の方法を今現在どうしてるかということをお話いただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 高齢者の交通安全講習会につきましては、平成26年度から実施してございます。

昨年の平成30年度につきましては、平成31年2月19日の午後2時から中央公民館ホールでJAF職員による高齢者交通安全講習会を実施しておりまして、51の方が参加されております。その内容は、座学によりまして交通安全講習と、メインになります車の運転で重要な俊敏性についてゲーム感覚で測定する専用の機器を使用して、参加者の方に現在の自分の俊敏性を確認していただくというものでございます。

今年度、平成31年度につきましては、この10月30日の水曜日、午後2時から中央公民館ホールで自転車シミュレーターによる交通安全教室を行う予定でございます。自分が自転車に乗って運転しているイメージを専用の機械を使用してさまざまなケースを体験してもらおうというものでございます。

市民の方への告知でございますが、市報、市ホームページで行っております。また、その他としまして、チラシの配付としまして担当課であります窓口にも置いてございますし、また公民館にも配付してございます。また、老人クラブの連合会の会員への情報提供、また社会福祉協議会、シルバー人材センターへの情報提供、チラシの情報提供でございますが、また市の高齢介護課を通じまして高齢者関係施設にも情報提供を行っているところでございます。

最近の高齢者による事故が多発する中、当市の高齢者の方におきましても、運転免許証を自主返納された方はこの7月だけで85人に上ります。また、東京都におけます車両のペダルの踏み違いによる急加速抑制装置の

設置費用の補助についての問い合わせが当市にもございます。そういうことなど、高齢者の方の交通安全に対する意識は高まってきているのではないかと推測してございます。

昨年度もこの高齢者交通安全講習会は51人ということで、それほど多くなかったような状況でございますが、市のホームページやツイッターまたはフェイスブックなどを通してさまざまな事前周知を行いまして、多くの高齢者に参加していただきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほど市長答弁の中にもありました、運転免許証の自主返納も今進めておられる。それから、東京都の車両ペダルの急加速抑制装置ですかね、これもニュースでありましたとおり、地域のシニアクラブの皆さんとお話しすると、免許を返す、返したいっていう意向が非常に多い方も多くて、ただせっかく交通安全講習会等やってるのになかなか知らない方も非常に多いので、恐らく多分、公民館等へのチラシも恐らく置いてある、少し積ましていただいているだけかなと思いますんで、公民館のサークルはいろいろこう入れるところもありますんで、会員数と個別に配付していただくことと、それから老人クラブ、シニアクラブのほうも会員数はわかってるわけですから、やはり必要枚数をお渡しして配っていただいたほうが確実に会員に回していただけるので、自治会の回覧等もしていただくのはいいと思うんですが、いろんなイベントを各種かかわったりするので、やっぱり戸別で入ると、戸別で各世帯1枚ずつだとちょっと参加してくる数というのは全然違うのでいつも、せっかくやっていただいて、交通安全ということを意識していただいて、決して加害者にならないということ考えると、せっかくのこの機会を通じてやっていただいているので、せっかくのチラシ、やっぱり交通安全協会の皆さんとお話ししても、いろんな方の周知ということが非常に大事だということは何ってますので、そのあたり、少し加えるだけで大分参加者もふえると思いますんで、そのあたりを検討していただきたいというふうに思います。

それから、交通安全協会のほうで交通安全市民のつどいを毎年開催していると思うんですが、あれも大変多くの本当市民の方に来ていただきたいというふうに、関係者が非常に多いのでいつも、その他、市のイベントですね、さまざま、防犯協会等は非常にどのイベントも出てるかなっていう気がするんですが、交通安全協会の活動を知っていただくための活動というものを少し市としても協力していただくことができないかなと思いますので、交通安全市民のつどいの参加促進と、それから市のイベントの今後のタイアップ、このあたりどのように考えてるか教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 交通安全市民のつどいについてでございますが、この交通安全市民のつどいにつきましては、東大和警察署、東大和地区交通安全協会と東大和市、もしくは武蔵村山市が主催しまして実施してございます。

今年度につきましては、この9月16日月曜日の祝日に午後1時30分からハミングホールで行う予定でございます。

市民の方に参加を促すものとしては、市報の9月1日号また15日号でお知らせしたのと、お知らせする予定でございます。また、市のホームページ、ツイッター、フェイスブックでのお知らせをする予定でございます。

あと、チラシの配付につきましては、こちらは警察署のほうで主導でやってございまして、警察署で作成し、講習会などで配付していくということでございます。その他、交通安全協会のほうによります車両での街頭宣

伝活動としまして、前日や前々日に行っていたいております。

また、市におきましては、啓発用品を購入しまして参加者に配付してございます。昨年度は2wayリュックバッグを配付させていただきまして、ことしはレジかごバッグの予定でございます。

市のイベントとのタイアップについてでございますが、高齢者の方に限らず、交通安全対策につきましては東大和警察署と東大和地区交通安全協会と市の三者が連携し、それぞれが役割分担をしてさまざまな事業を実施することによりまして、市民の方への交通安全に対する意識の向上や啓発を行っていくものと認識してございます。

市のイベントとタイアップした活動につきましては今まで行ってございませんが、東大和市においても高齢社会となりまして、高齢者が関与した交通事故の問題などがクローズアップされてきていることを踏まえまして、今後東大和警察署、また東大和地区交通安全協会と調整しまして、市のイベントでの啓発活動も考えていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ警察及び交通安全協会と調整していただいて、市のイベントでの啓発を改めてお願いしたいと思っております。せっかくの国民というか市民の機運も上がってるときだと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次、2番の幼児、児童・生徒への安全対策ということでお伺いします。

歩行者と自転車の間で発生する事故が先ほど社会問題になっているというお話をしました。幼児、児童・生徒に対しては、自分が事故に遭わないこと、それから相手を事故に巻き込まないことを目標に交通ルールを徹底的に正しく教える必要があると思っておりますが、交通安全教育を実施することでの効果がどのように得られるかを少し具体的な内容で教えていただければというふうに思います。

交差点でボランティアで立っていただいている方とお話しをすると、とてもよくなってきてはいるんですが、まだまだ守れない子たちもいるということなので、そのあたり踏まえて、具体的な内容で今後の活動を少し教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 交通安全教育につきましては、毎年東大和警察署、東大和地区交通安全協会と市で連携しまして、その年齢に応じた交通安全教室を毎年行ってございます。

先ほど市長答弁にもございましたが、幼稚園・保育園に通う幼児につきましては交通安全ルールの基本を、また小学生につきましては自転車の運転免許講習会を実施してございます。また、中学生につきましてはスタントマンによります体験型の自転車交通安全教室を行っているところでございます。

また、そのほかにも、幼稚園・保育園での日ごろの教育や、小学校・中学校の授業などでの教育なども含めまして、交通安全に対する意識は浸透してきているのではないかとということで認識はしてございます。

平成28年、30年までの市内の交通事故の死傷者数の統計では、平成28年が318人、平成29年が294人、平成30年は263人で徐々に減少してきておりまして、その3年間の死傷者数合計が875人でございます。そのうち幼児は875人中15人で全体の1.7%、小学生は36人で全体の4.1%、中学生は23人で全体の2.6%でございます。最も多いのが40歳代の161人で全体の18.4%となっております。これらと比較しますとかなり少なくなっており、交通安全教育の成果は出てきているのではないかと推察はしてございます。

ただ、小学生36人のうち16人、また中学生23人のうち18人が自転車乗車中の事故でございまして、自転車の

安全な乗り方等の教育を繰り返し実施していくことが必要であるということで考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今お話ありましたとおり、幼児、児童・生徒に対してはとにかく徹底して繰り返しやっていくことが大事だと思います。自分がとにかく事故に遭わないこと、それから相手を事故に巻き込まないこと、それから自転車の乗り方等含めて交通安全教育の徹底を、効果も出てるという話でしたので、繰り返しやっていただきたいというふうに思います。いずれ大人になっていくわけですので、徹底的にさせた子供のころの教育というのが大事だと思いますので、お願いしたいというふうに思います。

それから、3番、4番、まとめて聞きたいと思いますが、交通安全協会の活動ですね、現状、課題、今後の取り組み、それから交通安全協会の地域との連携ということで少しお伺いをさせていただきたいと思います。

先日議長のほうの御尽力をいただきまして、総務委員会として交通安全協会の東大和支部の皆さんとお話をする機会をいただきました。本当にありがとうございました。

東大和警察署管内ですので武蔵村山市と一緒にということになってますので、他のいろんな方の質問もありましたが、例えば春だ、秋だっていうときの交通安全協会の交差点での活動の、テント張られてやっていますが、あれだけ見ても明らかに会員数の人数の違いだとか、それから東大和市は少し都市化してる部分があるので、これは自治会の会員数、それから例えば消防団だとか、ボランティアで必要な部分がどうしても人数的に厳しいということは言われてる中で、協会の中でも会員減少、それから支部員の減少、活動費の減少など、その中で非常に期待する部分が多いということをお話をされていました。

市のさまざまな面で交通安全強化に関する広報活動への協力、また防犯協会は先ほどお話ありましたが、自治会とは密接に関係があるように思うのですが、今後の交通安全協会の活動の取り組みに対して、市としてどのようなことができるのかなということを少し協力体制を教えていただければと思います。

協会のほうからの取りまとめを委員会のほうで少しいただきましたが、やっぱりこの活動を知らない市民の方が非常に多いので、そのあたりを働きを積極的にお願いしていただきたいとか、それから各自治会から活動の協力をいただきたいっていうお話もありました。

委員会の中でもありましたが、各自治会は防犯担当みたいな方が確かにいらっしゃる中で、交通安全協会の担当みたいな方はちょっとうちの関係でもないかなというふうに思っています。春の入れかわりの時期とか、PTAでよく横断歩道立たせていただいたりするんですが、ああいうときに本当は交通安全協会の方も絡めていただいて、若い世代の皆さんと少し異世代交流ができることも一つ会員をふやす方法かなというふうには思ってます。年3回、春だ、夏だ、冬だっていうときに、例えばPTAのおやじの会だとかのパトロールのときには必ず防犯協会の方、絡んでいただいて、一緒に取り組んでいくと顔も見える関係ができて、非常にその後会員になっていったりっていうことが往々に見えたりしますんで、少しそのあたりをお願いしたいかなというふうに思います。

それから、やっぱり会員をふやしてほしいということと、イベントのときに、例えば各商店街から協力員を出してもらいたいだとか、そういったものが幾つか防犯協会の中から出てますが、改めてお伺いをしますが、こういったさまざまな交通安全協会、恐らく長年お願いされてることかなというふうに思いますが、事務所の家賃の件はちょっと別としても、それ以外の件で市として東大和交通安全協会に協力してあげられることって何かあるのかなというふうにちょっと御答弁いただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今議員のほうから交通安全協会の会員等の減少というお話ございました。

東大和地区交通安全協会につきましては、東大和支部と武蔵村山支部に分かれてございます。東大和支部の会員数の減少や会員の方の高齢化など、年間での活動が多い中、運営に苦慮していることは聞いてございます。

以前、東大和支部の支部長さんのほうから会員募集の記事を市報に掲載してほしいとの要望がございまして、数年前から市報で募集案内の情報提供は行っているところでございます。

東大和地区交通安全協会の会員の増強につきましては、今後運営していくに当たりまして必要で重要なことであると認識してございます。市としましても、可能な範囲で協力できるところは協力していくというような考えでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

東大和支部の現状が活動部員が17名うち女性が2人、会員が360人のうち活動部員が17人というふうに言われておりました。ちなみに武蔵村山市は会員が1,200人というふうになっております。なかなかやっぱり会員がふえないと役員の皆さんの負担がふえたり、それから役員を例えばやめたくてもやめられないってことだと思うんですね。何しろ会員をふやさなくちゃいけないと思うので、先ほど自治会の件もお話しをしましたが、地域振興課とも少し連携をとっていただいて、会員をふやすための協力を少しお願いを、自治会長会議等も行われてますので、少ししていただければなというふうに思います。

先ほどもお話ししましたが、交通安全協会の活動は市民の一般の方に余り浸透してないのがやっぱり現状だと思うんですね。どのような活動を行っているのかも知らない市民の方が多く、また大変地味な活動ではありますが、市にとっても市民にとっても大切な活動であるというふうに言われています。

これらの活動をさまざまなところで取り上げ、市民の皆様が交通安全協会の活動をわかってもらうことが大事だと思いますが、改めてそのあたりを、市の見解を教えていただければと思います。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 交通安全協会の活動はボランティア活動になります。さまざまなボランティア活動がありますが、他のボランティア活動とともに交通安全協会の活動を紹介していくことや、市のいろいろなイベントで紹介していくことなど、市において協力できることについて交通安全協会のほうと意見交換しながら、よりよい方法を今後とも模索できればというふうに考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ、交通安全協会の皆さんとの交流を、土木課が担当だということだと思いますので、今部長からも御答弁いただきましたが、意見聴取等を含めて、会う機会も多いと思いますので、ぜひお話を聞いて、伺っていただければというふうに思います。

これからの交通安全教育では、事故に遭わない、事故を起こさないための危機管理能力と確かな実践力を身につけるためにも、異世代間における市民の皆様が交通安全教育の機会に参加できる機会をふやしていただくことをぜひ要望させていただき、そしてまた交通安全協会の件に関しましては、繰り返しますが、ぜひ活動していただくためにも、また会員をふやすためにも、どうしても会員がふえなければやっぱり組織としてはなかなか死んでしまいますので、中の会員をふやしていただく中でさまざまな活動に厚みを増していただいて、市民の皆さんに還元できるように、そういった組織にさせていただくように市としても御協力していただきますようお願いを申し上げさせていただきます。交通安全教育の質問は終わらせていただきたいと思います。

それから、2番に移ります。ハミングホール、東大和市体育施設の指定管理者についてということでお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、委員会付託も昨日されておりますが、東大和市体育施設等の指定管理者の選定の経緯と応募団体数、選定の組織構成、選定方法、選定の基準を少しお伺いをさせていただければというふうに思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東大和市体育施設等の指定管理者の経緯についてでございます。

まず応募団体数であります。指定管理者の募集に際しましては3つの事業者から提案書が提出をされています。

続いて、選定の組織構成等でございますが、選定に当たりましては、体育施設等の指定管理者選定委員会により行っております。この選定委員会は、副市長、教育長、それから部長職6人、合計8人で組織をいたしております。この選定委員会によりまして、第一次審査、第二次審査を経まして指定管理者候補者を選定をいたしております。

選定の基準であります。指定管理者選定委員会選定要領を定めております。審査及び選定の方法といたしまして、第一次審査においては、提出をされた書類により全ての申請団体の審査を行っております。この選定要領の中では、第一次審査通過団体について配点合計のおおむね6割を得点した者のうち上位の4団体以内を選定することとしておりますことから、今回提案のありました3つの事業者についての得点を確認し、いずれも第一次審査の得点が6割以上でありましたことから、3つの事業者を第一次審査通過団体といたしました。

次に、第二次審査であります。第一次審査を通過された団体を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを行っております。この第二次審査において委員全員の評価表を集計した結果に基づきまして審査を行い、評点が最も高い団体を指定管理者候補者として選定をいたしました次第でございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

体育施設等の指定管理者の候補者は、現在の指定管理者が代表団体となっている共同事業者が選定されていますが、どのような点を評価したのか、具体的に少し教えていただけますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 指定管理者選定委員会において運営者候補者を選定する際に評価をした項目としては4項目ありますので、そちらを御紹介させていただきます。

まず1点目です。体育施設等の指定管理業務を行うに当たりまして、市の状況や東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を踏まえた目標値が提示をされておりました。計画に沿った確実な提案内容であり、さらなる事業展開が期待できることを評価しております。

2点目です。関連団体への丁寧なアプローチといたしまして、東大和市体育協会や、はびねすまいる東大などとの連携、協力、社会体育活動団体などの育成支援を行うなど、市や地域に根差した体育施設等の運営が期待できることを評価しております。

3点目といたしまして、応募団体のノウハウを生かした実施体制が提案されています。ファシリティマネジメントの考え方にに基づき、施設を継続して適切な状態に保持するとともに効果的に運用するなど、体育施設等の適切な維持管理が期待できることを評価しております。

4点目です。体育、スポーツ、レクリエーション及び社会活動の振興につきまして、応募団体の構築したネットワークにより、見るスポーツ、するスポーツ、支えるスポーツを推進するため、これまでに築いた各団体とのつながりをさらに強固にしていくことを目指すなど、積極的かつ効果的な取り組みが提案されて

いることを評価しております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

改めて、継続することのメリット、同一であると思いますが、ここをどう捉えていくのか、どう生かしていくのかということをお教えいただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 共同事業体の代表団体が同じであるということに対するメリットと、それからそれをどのように生かしていくかということでもありますけれども、現在第2期の指定管理者におかれましては、平成27年度から今日まで、例えば平成27年度にあつては、平日午後11時までの開館時間を週2日から週5日に変更し、また、すこやかスマイルバスの運行を開始するほか、みんなの体育館まつり等を開催いたしました。

平成29年度には、インターネットによる体育施設の予約システムを導入、平成30年度においては、平日における体育館の受付時間、こちらを午後5時までだったものを午後7時30分までに変更し延長をいたしました。

さらに、最近では8月1日から、すこやかスマイルバスの運行コースと運行時間を変更するなど、さまざまな取り組みや改善を実施してこられました。

これらの取り組みや改善につきましては、これまでの4年半、体育施設等の運営や管理を行う中で、指定管理者側からの提案であったり、また利用者からの声を反映していただいたものでありまして、現状をよく把握されている中で、体育施設等に不足するものを補い、また利用者の利便性を高めるという意味で一定の効果を上げてきたものと認識をしているところであります。

現在次期の指定管理者候補者のほうからは、これらの取り組みや改善については継続して行う旨の意向が示されておりますので、新たな提案とあわせて今後の5年間に生かしていけるということは大きなメリットと感じているところでありますし、指定管理者と連携を図る中で、このメリットを最大限に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この最大のメリットをぜひ生かしていただくことと、それから前期で継続ですので、非常に評価は高い団体だなというふうには思っております。市民の声も非常によい点が挙げられてるなというふうにありますので、そんな中でも幾つかの課題があったというふうに思います。

先ほど、すこやかスマイルバスの件がありましたが、こちらの現在の課題をどのように捉え、そしてまた今後の展開等もしあれば少し教えていただけますでしょうか。

どうしてもバスの件はもう少し活用する方法があるんじゃないかということで、前のときも質問させていただきましたが、どのような事業者から提案があつて、現在の課題をどう捉えて、どのような提言があつたかを少し教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 体育施設等と市内を結ぶ循環バス、すこやかスマイルバスについてでありますけれども、すこやかスマイルバスについては、ふだん運動やスポーツを行っていない市民の皆様を広く取り込むとともに、体育施設等の利便性を拡大することを目的といたしまして、平成27年12月1日から運行をいたしました。

運行開始の平成27年度から登録者数が伸び悩む傾向にありましたので、ことし8月、運行コースと運行時間を変更するなどして利用促進に向けた対応を行ったところであります。

指定管理者からは、引き続き利用者を増加させることを課題と捉え、改善していきたいというふうに向っております。

また、すこやかスマイルバスについての提案があったのかという質問でございますけれども、今回の次期指定管理者候補者の提案の中にも入っております。

なお、次期指定管理者候補者のほうからは、利用実態の分析等を行い、引き続きルートの見直しや運行時間の見直しを図ることで、さらなる利用者の増加を目指してまいりたいというふうにお聞きしているところであります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それから、先ほどスポーツ実施率のお話がありました。体育協会からもよくこの話が出ますが、市民体育館のトレーニング室の利用が年々増加しているというふうにお伺いしています。トレーニング室が利用者がふえるということは、当然スポーツ実施率につながっていくと思えますので、5年間の評価、こちらを市はどのように捉えているのか、こちら教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 体育館のトレーニング室の利用率の増加に伴う評価ということでもありますけれども、トレーニング室のトレーニングマシンにつきましては、現在の指定管理者が全て入れかえをしたという経過がございます。

健康への関心の高まりもあろうかとは思いますが、マシンのスペックや機能もさることながら、専門の指導員を常時配置し、また初回講習会を丁寧に実施することなど、利用者が親しみやすい環境で運営をしていただいているというふうを考えております。そのようなこともありまして、平成26年度の利用者数は2万6,263人でありましたが、利用者は年々増加し、平成30年度におきましては4万1,778人、率にして59.1%増となりました。

市といたしましても、トレーニング室の利用は市民のスポーツ実施率を向上させる上で欠かせない取り組みと認識しておりまして、引き続き利用率の向上に期待をしてみたいというふうを考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

指定管理者の基本事業計画書にも大変高いスポーツ実施率の向上ということをうたわれております。今東大和と東村山店とかで普通に高い会費を払っているロンドスポーツさんの普通の形態の店舗があると思うんですが、あそこの機械が多少時間を経過すると体育館に流れていって、なかなか最新の機械が入っているというふうに言われておりますので、そのあたりに気づいてきた人も含めて、また健康意識の向上も含めて、約59.1%の増ということですので、この計画書にもあるスポーツ実施率の向上の数字は非常に高いものですので、指定管理をしていく中で市のほうも関与をぜひ強めていただいて、市民の皆さんに、より多くの方に利用していただけるような取り組みを引き続き行っていただきたいというふうに思いますので、こちらどうぞよろしくお願いしたいと思います。

それから、ハミングホールの方も少しお伺いさせていただきます。

ハミングホールも同じように新たに選定され、半年が経過をしました。前任の指定管理者が実施できなかったことを踏まえ、現在の指定管理者の半年間の取り組み、今後の課題及び今後の取り組みの詳細を少しお伺いをさせていただければというふうに思います。

前回、新たに選定される前の指定管理者の方の事業計画書に基づいて、なかなか取り組みが最後までやり切れないだろうなどという質問をさせていただいたことがありましたが、とてもいい前回は指定管理者の方たちでしたが、やり切れなかったことは確かにたくさんあったと思うんですね。そのあたりも含めて少し市の関与をもう少ししていただきながら、新たな今後の課題と取り組みを少しお伺いをさせていただければというふうに思います。

○地域振興課長（大法 努君） 現在の指定管理者による運営が始まった4月からの取り組みであります。大ホールでの1時間単位の貸し出しイベントの実施やワークショップ講座の開催など、施設稼働率、また認知度の向上に向けた新たな取り組みを始めているところでございます。

今後の課題といたしましては、市長から答弁がございましたとおり、公演時の集客率や施設の稼働率の向上であると認識しておりますが、指定管理者におきましても、地域にどのような鑑賞ニーズ、施設利用ニーズがあるかを常に把握いたしまして効果的なマーケティングを行っていくことにより、より成果のある企画、効果的な宣伝を通じて公演の集客増と施設稼働率の増を図るとのことです。

今後の新たな取り組みでございますが、大ホールでの利用がない場合のホワイエの単独貸し出し事業や、大ホール、小ホールの直前割引利用を10月から開始いたしまして、にぎわいの創出、施設の利用促進につなげてまいります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

最後に、指定管理者が導入されている市民会館の体育施設等お伺いしてきましたが、管理運営について東大和市が今後期待する取り組みについて、おのおの伺いたいというふうに思います。

前回、先ほどお話ししましたとおり、せっかく基本の事業計画書を出していただいて、それに基づいて指定管理者は市民ニーズを捉えながら事業を行っていると思うんですが、企画の中で、例えば市民との交流であったり、例えば商工会などの連携であったりというなかなか難しいことが前回の課題でも幾つか散見されたというふうに思います。

例えばハミングホールであれば半年を経過した中ですが、より一層、前回のことも踏まえ、これからの新たなハミングホールにもっとより市民の方、芸術文化の基本となるハミングホール、それから市民の健康につながる、スポーツ実施率につながる、そして市民の健康にもつながる体育施設、両方のこの指定管理運営について、選定委員会を経てこの2社に決まったわけですから、今後期待する取り組みを最後おのおのお伺いさせていただいて終わりたいと思いますので、どうぞお願いいたします。

○地域振興課長（大法 努君） 市民会館の指定管理者におきましては、文化芸術に限らないさまざまな分野で施設内外でのにぎわいの創出を図ることを今後の取り組みとして掲げております。

まちなか活性化事業として、地域の関係機関との連携により現地で行うまちなか落語バトルやビジネススキル講座、ビジネスノウハウ塾の開講、また趣味、生活実技講座など、より幅広いジャンルでの事業を展開し、多くの方にハミングホールに興味を持っていただき来館を促すための事業に取り組んでまいります。

こうした独自事業にも取り組むことにより、民間事業者が持つノウハウを生かして、地域活性化とハミングホールのにぎわい増の両方に好循環をもたらしてくれるものと期待をしております。

以上でございます。

○社会教育課長（高田匡章君） 体育施設等の指定管理者について申し上げます。

体育施設等の指定管理者におかれましては、これまでの4年半、体育協会を初めとする各種関係団体と連携を図るとともに、全ての平日を午後11時までの開館に変更することなど、利用者の利便性を高めるため、さまざまな取り組みや改善が見られたと感じているところであります。

体育施設の運営に当たりましては、今後も市民ニーズを的確に捉え、指導者の発掘や育成、各種教室の実施、スポーツに関する相談、スポーツを通じた人事交流など幅広いメニューを用意することで、誰もが生涯にわたって運動やスポーツを楽しめる環境をつくっていく必要があると認識しているところであります。

先ほど議員のほうからもお話をいただきましたとおり、トレーニング室の利用者は着実にふえてまいりました。今後は利用者の増に加え、週に1日以上スポーツや運動をする市民の方の割合を高める取り組みについても期待をしているところであります。

引き続き、指定管理者が持てるノウハウや情報を最大限に活用しながら、体育施設が地域における身近で、そして親しみやすいスポーツの活動の場となることを期待をしているところであります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

東大和市にとっても、この指定管理者が持てるノウハウや情報を最大限生かしていただきながら、東大和市が力添えできる部分があるというふうに思います。このあたりを踏まえて、より一層この2つの指定管理がうまくいくようにこれからも進めていっていただくことを強くお願い申し上げさせていただきます。また1年ぐらいたら質問させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（中間建二君） 次に、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[17番 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番（木戸岡秀彦君） 皆さん、おはようございます。議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、令和元年第3回定例会での一般質問を行います。

今回は5点について質問をさせていただきます。

1点目として、防犯カメラ設置拡大による防犯対策の強化についてであります。

防犯カメラについては、市民の安心・安全を守るため、たびたび設置拡大を求めています。当市においては、防犯対策のため、青色回転灯パトロールカーの実施、安心安全メールの不審者情報の提供、防犯カメラの設置運用、ICカードの園児・児童の見守りサービス、防災行政無線による子供の見守りの呼びかけなどさまざまな取り組みが行われ、大変感謝をしております。

しかしながら、近年犯罪件数は減少しているものの、児童、高齢者などが標的になった事件事故が後を絶ちません。東大和市においても毎年不審者情報が寄せられていることから、さらなる防犯対策が必要と考えます。

ここで伺いいたします。

①小学校の通学路の合同点検を行い、対策が必要な箇所については、状況に応じ防犯カメラの設置を検討することのだが、各学校の通学路の状況について伺う。

②中学校の通学路について。

ア、安全点検が必要だと考えるが、市の認識について伺う。

イ、防犯カメラの設置を求める声を聞いているが、市の認識について伺う。

③市内の公園について、令和元年度、公園1カ所に防犯カメラを設置するとのことだが、他の公園についても必要だと考える。

ア、今後の設置についてはどのような検討がされているのか。

イ、設置するための条件などはあるのか。

④防犯上、危険と思われる箇所については把握しているとのことだが、どのような対策がなされているのか。

⑤諸費用の負担がゼロで設置が可能な自動販売機併設型の防犯カメラの設置について、現状の市の認識について伺う。

2点目として、動く防犯カメラとしてのドライブレコーダーによる防犯対策の強化についてであります。

近年、あおり運転などの影響もあり、犯罪を抑止する有効な手段でもあり、また安全運転の意識向上のためドライブレコーダーを設置する車が増加しています。

そこで、公用車やごみ収集車などにドライブレコーダーを動く防犯カメラとして活用すれば、地域における防犯対策に有効であると考えます。

各自治体においてドライブレコーダー設置が進む中、本市では一部の公用車に設置をしておりますが、全車に設置すべきと考えます。

ここで伺いいたします。

①市が管理する公用車のドライブレコーダーの設置の取り組み状況について伺う。

②東村山市、清瀬市は、ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定を警察署及び民間業者と結び、犯罪抑止力強化を図っているが、本市でも同様の取り組みが実施できないか。

3点目として、選挙における投票率向上の取り組みについてであります。

近年、国政地方選挙において投票率が50%台で推移しており、本年7月に行われた参議院選挙では24年ぶりに5割を切り48.80%となりました。本市においてもここ数年、選挙ごとに投票率が低下をしております。その反面、期日前投票は増加傾向にあり、有権者の16%、1,706万人が投票しております。

際立つ若者の関心の低さ、また超高齢化による投票困難者などがふえてきている現状があります。そのためにも、誰もが投票しやすい環境を整える必要があると考えます。

ここで伺いいたします。

①市の現在の各種選挙の取り組みについて伺う。

②投票所の増設について。

ア、利便性のよい駅前及び商業施設での設置はできないか。

a、玉川上水駅前、東大和ふれあい広場など。

b、東大和市駅前、行政コーナー、ビッグボックスの空きスペースなど。

c、上北台駅前、改札前スペース、コープとうきょうの店舗内など。

d、イトーヨーカドー、ヤオコーなどの商業施設。

イ、高齢者、障害者などの投票困難者のために、移動投票所を開設することが必要と考えるが、市の認識について伺う。

4点目として、空き家及び空き家店舗対策についてであります。

空き家・空き店舗対策については過去一般質問で取り上げ、本年空き家の実態調査が行われますが、より有効で円滑な調査ができるようお願いをいたします。

①今年度実施される空き家の実態調査の状況について。

②空き家の利活用について、東京都は今年度から空き家の利活用をさらに推進するため、新たに区市町村からの企画提案に基づく事業への支援を開始したが、当市でも積極的に取り組む必要があると考えられる。

ア、利活用についてどのような認識を持っているのか。

イ、定住化対策及び地域の活性化の観点から空き家バンクの活用が必要であるとするが、市の認識は。

③空き店舗の現状と活用方法について伺う。

最後に、5点目として、通報アプリを利用した市民との協働のまちづくりについてであります。

行政には、日ごろさまざまな意見や要望、相談などが寄せられていると認識をしております。例えば道路補修、雨水処理、公共施設に関する事など、相談を受け担当課につなぎ、また議員が相談を受け担当課につなぎ相談する場合があります。市民の方が地域の課題を発見したときに簡単な方法で行政に伝えることができれば便利ではないでしょうか。点検やパトロールでは把握できないことや、電話では場所と状況が伝えづらく現地確認に時間がかかることがあります。

今回取り上げた通話アプリは市民のサービスの向上につながり、よりスピーディーな対応が可能になり、業務の効率化につながります。

ここで伺います。

①地域の課題、道路整備、防災などについて、市民がスマートフォンを活用し通報できるシステムを導入することにより、行政のサービス向上と拡大につながると考えるが、市の認識について伺う。

ア、他市の取り組みの状況について。

イ、四條畷市が取り組んでいる、費用負担が少なく、普及率が高く操作が簡単なLINEを通じたまちづくりを当市でも実施できないか。

壇上での質問は以上とし、再質問は御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、小学校の通学路の状況についてであります。毎年夏季休業期間中に、学校、保護者、東大和警察署、道路管理者及び教育委員会の5者で通学路の合同点検を実施しております。

平成31年度も7月の下旬に市内の全小学校の通学路において、学校から要望のあった箇所につきまして点検を実施したところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、中学校の通学路についてであります。令和元年5月、神奈川県川崎市で登校中の児童等が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。この事件を受け、登下校時に子供が集まる場所等の点検について、全国の小中学校を対象として実施をするよう国から各自治体に要請がありましたことから、適切に対応してまいります。

点検の結果を踏まえ、対策が必要な箇所につきましては、状況に応じ防犯カメラの検討も含め適切に対処してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、今後の公園への防犯カメラの設置についてであります。市では現在高木公園への防犯カメラの設置を進めております。そのため、防犯カメラの設置に伴う効果や課題等は今後把握できるものと考えておりますので、現時点では設置の拡大は検討しておりません。

次に、防犯カメラを設置するための条件等についてであります。一般的には、安全性を確保する観点から防犯カメラの設置が必要であること、また周辺にお住まいの方々の理解が得られていることなど、財政面も踏まえて総合的に勘案したいと考えております。

次に、防犯上危険と思われる箇所についての対策についてであります。一般的には、侵入が容易で周囲の関心が低く、死角があり人目がつきにくい場所が危険と言われております。対策としましては、青色回転灯パトロールカーによる巡回警戒の中で注意が必要な場所の警戒を実施するほか、状況により防犯看板の設置をするなどの対応をしております。

次に、自動販売機併設型の防犯カメラの設置についてであります。防犯カメラの諸費用は、併設される飲料自動販売機の売上金で賄われるため市の負担がなく、また災害時には販売機内の飲料が無償提供されるもので、防犯に加え防災にも活用できるものと認識しております。

自動販売機併設型の防犯カメラの設置につきましては、設置場所やプライバシーの保護の観点を含め、課題などについて研究してまいりたいと考えております。

次に、庁用車のドライブレコーダー設置の取り組みについてであります。現在ドライブレコーダーを設置している庁用車は3台であります。

平成31年度は、新たに購入する電気自動車4台と既存の車両に5台、合わせて9台にドライブレコーダーの設置を予定しております。

今後も庁用車の買いかえに合わせるなど、ドライブレコーダーの設置効果を検証しながら整備を検討してまいります。

次に、ドライブレコーダーの記録データの提供に関する警察等との協定締結についてであります。現在協定を締結する予定はないと東大和警察署に確認をしております。

東大和警察署から記録データの提供が求められた場合には、プライバシーの保護を尊重し、個々の状況や依頼内容を精査した上で協力してまいります。

次に、現在の各種選挙における投票率向上の取り組みについてであります。イトーヨーカドー東大和店において、選挙期間中及び投票日当日に店内放送をお願いして投票を呼びかけているほか、東大和市の明るい選挙推進委員が店頭で投票の呼びかけをしております。

また、市報や市の公式ホームページに選挙の案内を掲載しておりますほか、投票所入場整理券に期日前投票や不在者投票などの案内を同封しております。

視覚障害者に対しましては、音声版による選挙の案内を配付しております。若年層への啓発といたしましては、1月に成人式啓発を実施しております。

次に、投票所の増設についてであります。玉川上水駅前の東大和市ふれあい広場と東大和市駅前の行政コーナーにつきましては、面積が狭く、投票所施設として使用することは極めて困難であると考えております。また、ビッグボックス東大和の空きスペースにつきましては、事務設備等がない場所に投票所を設置することは困難であると考えております。鉄道駅の構内や店舗内における投票所の設置につきましては、余裕スペース

のないフロアに投票所を設置することは困難であると考えております。

次に、高齢者、障害者等のために移動投票所を開設することについてであります。急速に進む高齢化や障害者に対する施策は重要であると認識しております。また、総務省で選挙に係る移動支援について検討されていることも把握しております。

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、健全な民主主義の発展のためにより多くの有権者が投票に参加することが求められておりますことから、投票率の向上に取り組んでいくことは大変重要であると考えております。

しかしながら、全庁的な職員の応援や新たな経費が必要となる投票所の増設や移動支援事業の取り組みに對しましては、選挙管理委員会も慎重な対応が必要であるとの見解を示しております。

次に、空き家実態調査についてであります。令和元年7月、空家実態調査業務委託契約を締結しております。その後、9月15日の市報におきまして市全域における空き家実態調査の実施について周知し、順次作業に入る予定となっております。現地調査に当たりまして空き家と判定した住宅につきましては、あわせて老朽危険度の調査を行ってまいります。また、空き家の所有者に對しましては、今後の活用の意向などにつきましてアンケート調査を実施してまいります。

このように、単に空き家の有無を調査するだけでなく、空き家の活用や管理不全の空き家対策など、将来に向けての基礎資料として活用していくことを前提に調査を行いたいと考えております。

次に、空き家の活用についてであります。市の行う空き家の活用につきましては、所有者の同意が前提になるとともに、建築基準法に適合していること、耐震性を有していることなど一定の要件が必要になると考えております。

その上で、活用の内容としましては、住宅としての再利用にとどまらず、子育てサロンなどの子育て支援、デイサービスなどの福祉利用など、立地条件などに応じてさまざまな活用の可能性があると考えております。

次に、空き家バンクの活用についてであります。空き家バンクは、空き家の情報提供の仕組みとして、空き家の所有者と空き家の借り手のマッチングを支援する空き家対策の一つと考えております。

空き家実態調査終了後、調査結果を踏まえて、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定された空家等対策計画の策定を予定しておりますことから、具体的な空き家対策は其中で検討していくものと考えております。

次に、空き店舗の現状と活用方法についてであります。市では、東大和市商工会を通じて市内の空き店舗情報の発信や創業支援と結びつけた家賃補助を行う事業を継続しているほか、令和元年8月には、活気ある商店街づくり事業においてモデル地域内の空き店舗活用を図る空き店舗ツアーを実施するなど、商店街とも連携を図りながら利活用を進めているところであります。

次に、道路整備等の地域の課題について、スマートフォンを活用した通報システムの他市の取り組み状況についてであります。道路のふぐあいなどをスマートフォンにより通報するシステムにつきましては、位置や現地の状況が把握しやすくなり、現地での迅速な対応が可能となるなど有効なサービスであると認識しております。多摩地区では3市がこのようなシステムを活用しており、全国でも少しずつ同システムの採用を取り入れてきているものと認識しております。

次に、LINEによる通報システムを通じたまちづくりについてであります。通報システムは、市と市民が協働して地域の問題の解決に取り組むことができ、道路整備や防災に限らず、市民の方からのさまざまな課

題発見にも対応可能であると考えております。LINEによる通報システムのほかにもさまざまな通報システムがありますことから、導入費用や効果、利用によるメリット、デメリットなどを含めて調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、小学校の通学路の状況についてであります。通学路の合同点検は、従来の交通安全の視点に加え、昨年発生した新潟での痛ましい女児殺害事件を踏まえ、防犯の視点も重視した内容で実施しております。

今年度の通学路の合同点検では、防犯カメラの設置を早急に検討すべき箇所はございませんでした。

児童の登下校の安全対策として、交差点を注意喚起させるための看板の設置や交換、また路面のマークの補修や強調標示などの対策について今後検討することとしております。

次に、中学校の通学経路についてであります。これまで中学校の通学経路については、小学校の通学路が近接しているところも多いことから、特段の点検は行っておりませんでした。

本年5月、神奈川県川崎市で登校中の児童等が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。この事件を受け、全国の小中学校を対象とした登下校時に子供が集まる場所などの点検の実施について、国から各自治体への要請があったところであります。

本通知の趣旨を踏まえ、過去に不審者が出没した場所など、まずは情報収集に努めてまいりたいと考えております。その上で、犯罪抑止と交通安全の双方の観点から、防犯カメラの設置の必要性の高いと考えられる場所について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時56分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

この防犯カメラの設置拡大による防犯対策の強化についてでありますけれども、壇上でもお話をしたように再三設置の要望をしております。犯罪が全体的に減っている中で、やはりまだまだ東大和市では不審者情報も多く寄せられております。ちょうど先週の水曜日ですか、8月28日には当市で不審者が逮捕されました。それはもう報道されましたけれども、ことしに入って近隣で20件にわたる不審者情報が寄せられてきたっていうことを聞いております。

そういった意味では、過去、声かけとか不審者情報について状況的におわかりになればお伺いしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 不審者の出没状況につきましては、基本的に市のほうでは安全安心情報サービスにてメール配信しておりますので、連絡があったことに限りはありますけれども、ある程度確認してるといふふうに考えてございます。

ちなみに、不審者情報の発信件数を申し上げますと、30年度は6件でございまして、29年度が8件、28年度が14件程度でございました。

あとちなみに、メールけいしちょうという警視庁が各地域で発生した犯罪発生情報や犯罪を防ぐために必要な防犯情報をメールで配信するサービスを実施でございます。こちらをちょっと見てみますと、昨年だけなんですけど、30年度につきましては19件、不審者情報ということで発信がされております。当市が6件ですので、恐らく不審者の出没情報について市には連絡をせず、直接警察のほうに連絡している結果、この乖離が生じると思っておりますが、昨年で言えば、警視庁メールでいうと19件ほどの出没情報が出てるということで把握しているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

件数は私はこれ以上にあると思っております。報告されてないところでも、私も直接聞いてことしの4月に警察に通報させていただいた件もあります。私が把握しているのは21件になるんですけども、特にこの5月、6月、7月に関しては6件、8件、7月は4件ということで多くなっております。あと窃盗犯も昨年は511件起きているということで、これは減少しておりますけども、これだけの数が起きております。交通事故でも、安全運転違反が市内で114件と昨年に比べ16件も多くなっているという、そういう状況があります。そういった意味では、この防犯の強化っていうのが大事ではないかなとは思っております。

そこで、1番目の小学校の通学路の合同点検についてでありますけども、これに関しては学校から要望があった箇所について点検を実施したということで、防犯カメラの設置を検討する箇所はなかったということなんですけども、学校からこの要望はどのようにして集約をしたのか、大体何箇所ほどあったのかお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 小学校の通学路の合同点検につきましては、毎年度、学校のほうに優先順位とございますか、昨年の点検後、交通量ふえたところですか、交通事情が変わった場所ですか、点検後に交通事故が発生した場所ですか、PTA、親御さんですか、保護者の方、スクールガード等から要望されている場所ですか、また防犯上、不審者等が出たような場所で注意すべき場所、こういったところを中心に5カ所程度、毎年その学校に依頼して抽出をお願いして、そこを私どもで、あと道路管理者と、それから警察署等々と学校で5者で点検を行うわけでございます。

本年度は7月の末に実施をしたということで答弁がありましたけれども、41カ所を確認してもらったというところでございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

41カ所ということで、各学校にさまざまそういった安全点検をしてほしいという要望があったと思っておりますけども、今回この不審者に関してですけども、特にことしは南街地域がかなり多く発生しているということをお聞かしております。それで南街地域でも、八小近辺で防犯カメラが少ないんじゃないかっていう、その要望も受けておりますので、さまざまこの点検に関して、防犯カメラの設置の要望は、この期間にそういった要望等あったのかお聞きしたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） そのような形の、点検期間中に防犯カメラの設置をここにぜひというふうな要望というのは具体的にはちょっと聞いておりませんでした。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) なかなか細かな情報までお聞きできないと思いますけども、かなりやっぱり情報網を広げてぜひ把握をしていただいて、さらなる点検の強化を図っていただきたいと思います。

そこで次に、中学校の通学路ですけれども、この安全点検ですけれども、登下校中の子供が集まる場所、また全国の小中学校を対象として実施するよう国から要請があるということで、市長、教育長の答弁でもございました。過去に不審者が出没した場所の情報収集をしていくということをお聞きしておりますけども、これに関しては今後点検を行っていくということによろしいのでしょうか。

○教育総務課長(石川博隆君) 今まで中学校へ通う生徒さんの通学経路につきましては特段、先ほども御答弁ありましたように実施してなかったというところもございます。第四中学校、第五中学校なんかは小学校とちょっと距離がございますので、どうしても小学校の通学路の防犯カメラがそういった中学生の通学経路をカバーするという、なかなかちょっとそれがそういうふうになってないのかなというふうにも考えられるというところがございます。

また、この8月に、先ほどありましたような登下校時の児童・生徒の集合場所等の点検ということで実施の要請がございましたので、こちらの趣旨に基づきまして、改めて小中学校に点検の箇所、また依頼をしまして、そこにに基づきまして合同での点検という形で検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

先ほど、今お話ししたように四中、五中に関して、他の学校に比べてやはり防犯カメラの設置状況を見ると、やはり未設置の空白地域が多い、そういった部分で不安の声を中学校からも私も聞いております。ぜひ検討していただきたいと思いますので、再度御答弁をお願いいたします。

○学校教育部長(田村美砂君) 中学校の防犯カメラの設置でございますけれども、今お話のございました国からの通知に基づきまして、今回中学校の通学経路に関しましても、各中学校からの情報収集をしながら点検をしてみたいと思っております。

その中で、犯罪防止ですとか交通安全などの面で、また総合的に防犯カメラの設置の必要が高いと考えられる箇所につきまして、プライバシーの配慮などにも十分注意しながら慎重に検討してまいりたいと思っております。また、その後の管理経費などもかかってまいりますので、財政の面でも検討をしてみたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 財政面のさまざまな課題があると思いますので、ぜひ設置に向けて検討していただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

続いて、③の市内の公園についてですけれども、令和元年度、公園1カ所に防犯カメラを設置するというところでございますけれども、高木公園で設置を進めておりますけれども、改めて、これ設置に至った経緯についてお伺いをいたします。

○環境課長(宮鍋和志君) 高木児童公園に防犯カメラを設置することになった経緯でございますが、当該公園では夜間に若者が騒いでいることがございまして、翌朝にはごみが氾濫しておりまして周辺住民の方から苦情をいただいております。また、神社への放火未遂等のいたずらも報告されております。

市としては、公園利用者の安全確保と周辺住民の良好な環境の確保が必要でございますが、夜間等も含めた

公園の常時監視は困難なため、防犯カメラを設置することとしたものでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この設置に関しては時期とか、公園の設置の流れについてお伺いをしたいと思えます。

○環境課長（宮鍋和志君） 設置までの流れでございますが、まず6月に補正予算を御承認いただきまして、7月に自治会長さん、それから神社の代表の方、近隣住民の方に対し報告いたしました。8月13日に個人情報保護審議会で個人情報保護収集事務の新しく開始の報告、それから事件発生時の警察への画像データの提供について御承認いただきました。入札は本日9月4日を予定しております。

工事完了が10月中を予定しておりまして、工事完了後は、運用開始を自治会長さん、それから神社の代表の方、近隣住民の方に御報告する予定でございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） この管理についてはどのように行っていくのかお伺いしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 管理についてでございます。防犯カメラの物理的な保安全管理は環境課が行います。環境課職員による週1回程度の定期的・外観的な巡回点検を予定しております。

画像確認については、事件等の事例があった場合には確認いたしますが、通常日々確認することは考えておりません。また、都の補助要件に地域住民による公園の見守り活動の実施が必要とされております。当該公園は、ボランティア団体の地域安全見守り隊というところが月に数回パトロールを行っております。防犯カメラの外観異常確認についても協力を打診したところ、御了解いただいているところでございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この設置に関しては、アについてですけども、今後設置については、検討に関して、設置は検討はしていませんということでしたけれども、やはり先ほど高木公園でいたずらとかさまざまありましたけれども、そのほかの公園にも私は不審者が出ている、以前の一般質問でもお話しさせていただきましたけれども、桜が丘こども広場、また中北台公園というところがございました。

そういった意味では、公園の設置に関しては31年度、東京都の補助が31年度までということで、私も前に述べさせていただきましたが、この点について、まだまだ不審者が出ているという状況にある中で、設置は検討していませんということですけども、今後設置する必要があると思えますけども、これについてお伺いをいたします。

○環境部長（松本幹男君） 防犯カメラの設置の必要性でございますが、議員がおっしゃられますように、不審者情報というのは現在も出ているというのも認識はしております。ただ、設置をしますと、先ほど来ちょっと申し上げておりましたとおり、地域の御了解をいただく、あとプライバシーへの配慮、そういったところも兼ね備わってきます。ですから、そういったところの御協力、御理解がいただけるか、また市長答弁にもございましたように経費等がかなりかかってくるというのがございますので、財政状況を勘案した中で今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 経費については再三言われますけども、経費に関しては後ほど案を私のほうで示していきたいと思えますので、後ほどお話しをさせていただきたいと思えます。

続いて、防犯上危険と思われる箇所についてですけれども、この対策について、青色回転パトロールカーによる注意、必要な場所に関しては警戒をして、また防犯の看板等設置で対応していくということですが、これに関しては、さまざまこういう情報が流れている中で、現段階では防犯カメラの設置は検討しないのかお問い合わせをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 先ほど不審者出没情報について御説明させていただきましたけれども、メールけいしちょうの数値もあわせて確認してみても、公園が若干と、あと駐車場が1件か2件ぐらいで、ほとんどが各地域における路上ということになっておりまして、報告がありますので現場とかも確認しておりますが、どこという形でできないということと、路上につきましては今現在教育委員会のほうで防犯機を設置しているという状況を鑑みますと、現時点でまだその危険箇所等についての防犯カメラの設置についてはまだ保留ということで、今後引き続き研究していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） さらに防犯のパトロールに関して、さまざまちょっと情報をぜひ集約していただいて、やはり毎年そういった情報がある中で、やはりこの通りは必要なのかどうかというものをしっかり情報収集をしていただいて検討していただきたいなと思います。

ちょっと時間がなくなってきたので、続いて5番目に行きたいと思っておりますけれども、諸費用負担がゼロで設置可能な自動販売機併設型の防犯カメラの設置についてでありますけれども、これも以前一般質問で取り上げさせていただきましてけれども、これに関しては、市長答弁でも市の負担が少なく防犯・防災に活用できると認識をしていると。しかしながら、プライバシーの保護の観点から課題が多いため研究をしていくということでした。

この自動販売機設置型のカメラというのは、利用が見込める箇所に販売機を設置して、必要な箇所に防犯カメラを設置をすることができます。これは行政にとってもメリットがあると思います。また、公共施設に関しても一部に自販機併設型防犯カメラの自販機の設置も検討してもいいと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 設置につきましては、先ほどプライバシーとかそういう話も差し上げておりますけれども、現在市の公の施設、11施設ほど今自動販売機が設置されてございます。このうち指定管理者が運営しているハミングホールや市民体育館をちょっと除きますと、庁舎や公民館、市民センター等があるわけですが、そこに設置されている飲料水の自動販売機につきましては、基本的にこれまで福祉団体の方々に行政財産の使用許可を与えるということで対応してきてるところでございます。

これで防犯カメラ併設型のもので更新するということになりますと、その契約更新時にお願いする形になるのかなというふうに今のところ考えてございますけど、その際はその飲料水の売り上げを防犯カメラの費用に充てるということになりますから、福祉団体の収入が減ってしまうこともあるということで、ちょっといろいろ課題があるというふうに考えておりますので、その辺設置の必要性も含めてちょっとその辺の団体さんとの調整もありということで、調整しながら今後のことについて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 福祉団体ということですが、これは長年ずっと続いているということで私も承知しております。全てではなくて、一部そういうことに変えて必要な箇所に防犯カメラの設置ができるというすばらしいメリットがありますので、ぜひこれに関しては検討していただきたいと思っておりますので、よろ

しくお願ひしたいと思ひます。

それで、幾つかちょっと事例を紹介したいんですけども、大阪市がかなり自動販売機カメラの設置を推進をしておりますけども、これに関して迷惑行為、いたずらが減少して、画像提供により痴漢、オレオレ詐欺、強制わいせつ、また窃盗による犯人の検挙に結びついていると。公園スペースの自動販売機を貸し出すことによって市税が増収、税負担なしで設置でき、自主財源が確保でき防犯対策が向上しているという、そういった例もあります。

前回、防災・防犯自販機協会に私も訪問して話をさせていただいた、一般質問で取り上げましたけれども、ふじみ野市の例を挙げましたけれども、これは効果を上げてまた再度公園に設置をすることになりました。これに関しては今決定はしておりませんが、多摩地区では2市が今自動販売機設置の検討をしています。また23区でも2区が検討しているということを聞いております。

また、これに関しては、また警備会社とも提携をして協定を結びながら防犯に取り組んでということもお聞きしております。

そういった意味では、さまざま財政の面ということで、今まで何度もお聞きしておりますけども、財政のこれは緩和できるようなやはりメリットがあると思ひますので、ぜひ研究をしていただきたいと思いますので、お願ひしたいと思ひます。

一つ提案なんですけど、先ほど公園の件がありましたけれども、これは別に公園に自動販売機をつけなくても別にいいわけです。やはり需要があるところに販売機をつけて公営に設置をする。例えば上北台駅前、たまたま駅前に自動販売機があったんですけど、たまたま先日撤去されました。理由はわかりませんが、利用が結構ある。そういうところにつけた上で公園にカメラを設置するとか、桜街道の駐輪場近辺に販売機をつけて中学校の通学路につけるとか、そういった方法も考えると思ひますけども、それについてお伺ひしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） まず防犯カメラをまずは設置する必要性がまずはあるんだという、そのところの整理や考えがなされての上であれば、あとは財源的な部分というお話になった段階で、今議員から御紹介があったような手法というのは一つ有効な考え、手だてであろうというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひこれに関しても検討をぜひしていただきたいと思います。

この防犯カメラに関しては、さまざまな部署が、さまざま、幾つかの部署に、公園なら公園、通学路なら教育委員会、環境課、さまざま分かれてると思ひますけども、足立区では、防犯カメラ、これは3カ年計画で担当部署を集約して一括管理を行っております。2021年度までにこれは全1,053台設置するという、これは大がかりなことがありますけども、やはり集約をして、やはりそういった意味ではやりやすい、設置しやすい環境づくりっていう、システムづくりっていうのは大事だと思ひますので、そういったものを含めてぜひ研究をして、設置拡大に向けて進めていただきたいと思いますので、お願ひをしたいと思ひます。

以上でこの質問は終わりたいと思ひます。

2点目の質問に入らせていただきます。

動く防犯カメラのドライブレコーダーによる防犯対策の強化についてですけれども、現在庁用車3台、今年度購入する自動車4台、また既に車両5台を含めて9台設置していくということですが、最近やっぱりあおり運転の事故等が報道されておりますけども、いつ被害に遭うかわからない状況の中で、そういった意味

では、公用車やごみ収集車などに搭載されたドライブレコーダーを活用すれば、やはり市として地域における防犯対策に有効であると考えますけれども、現在新しく買いかえたときに設置をするということですが、これ残り、今回4台ということで、残り、現在市としては公用車は79台ということを聞いておりますけれども、これを換算すると4台ずつやって17年近くかかってしまいます。

そういった意味では、職員の運転意識の向上、また事故発生の事実確認に役立てるものだと思いますので、ぜひこれに関しては早急に進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 庁用車へのドライブレコーダーの設置の取り組みの方針につきましては、先ほど市長の答弁にもございましたように、まずは庁用車の買いかえなどの時期に合わせてなど、既に設置したものの効果なども検証しながら、またこれは他市とも情報交換をしておりますが、なかなか設置の効果っていうものが具体的に数字などであらわれるものでもありませんけれども、そういう総合的な面で検証しながら整備を検討していくという方針でございます。

したがって、現時点で例えば何年内に全てに設置をするという、そこまでの具体的なまだ計画は持ち合わせてない段階でございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 検討はなかなかされないという状況でしたけれども、これに関しては、昨年私どもの中間議員がドライブレコーダーについて質問させていただきましたけれども、これに関してはやはり対策は必要だと思います。その中で26市中18市がドライブレコーダーの設置について取り組んでる。これ1年たちましたから、さらにふえてると思います。ふえてるっていうのは、そういった必要性があるからふえているんだと思いますけれども、これに関してはぜひ再考していただきたいと思いますけれども、再度御答弁をお願いいたします。

○総務部長（阿部晴彦君） 最近あおり運転の被害など、そういうこともございますので、基本的にはドライブレコーダーの効果として期待されるのは、交通関係といいますか、事故防止に向けての運転者のハンドルを握る時の意識の向上ですとか、万が一事故があった場合の責任の所在や原因の分析につながるということが主かなと思っております。また、もう一つ副次的なものとしては、防犯的な効果というのも当然あるかと思っております。

そのようなさまざまな観点から、ドライブレコーダーというものは現時点でまだ検証を続けていく段階でございますので、その中で効果があると判断できればまた別の計画っていうものも考えられますので、現時点はまずはつけたものについてどういう効果が確認できるか、東大和署なりに、また他市からの情報なども含めて検証をしていきたいということが現在の置かれた状況でございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） お願いをしたいと思います。

これに関しては、今現段階でドライブレコーダー、一応設置されている車に関してですけれども、これはステッカーですか、この防犯カメラ作動中の抑止をするステッカーというのは張ってあるのかお伺いをいたします。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在設置をしております車にはステッカーが張ってございません。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これはステッカーを張るということで、東大和市は防犯活動に力を入れてるって

う一つ周知できると思いますけども、これは張られていない理由は何なんでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） まだここで着手したばかりということが一点ございますが、もう一点は、防犯カメラと違いまして、ドライブレコーダーにつきましては録画区域を自主的に避けることというところでは、当該車両の後方の運転される方の感じ方、捉え方、そういったものも考慮したほうがいいんじゃないかという考え方もありますので、このあたりは状況、また反応等参考に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これに関しては、近隣市がかなり利用しておりますので、そういった意味では近隣市の情報をしっかり調査もしていただいて、先ほどさまざまな効果検証という話もありましたけども、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続いて、東村山市及び清瀬市が警察署と協定を結んでいる協定ですけども、これに関して進めていただきたいということで提案をさせていただきましたけども、現時点では特に東大和市ではそういうことがないということですけども、そういった意味では、これはドライブレコーダーをしっかりと設置をしていった段階でまた再度東大和警察署のほうに話を持って行っていただきたいと思います。

昨年、東村山警察署との協定、民間業者等も含めて協定を結んで現在進行しております。そういった意味での情報等は収集はしているんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話があった東村山市、清瀬市と東村山署、民間企業との間の協定につきましては情報は把握してございます。この協定につきましては、確認したところ、東村山署がお声かけして協定が締結されたということで、東大和警察署のほうに、私のほうからどういう動きになってますかという話を差し上げたところ、一般的な話だったと思いますが、警視庁としての考え方としては、記録データ等の供出については一般的には照会文書で対応していきますという方針なんだそうです。その方針を前提にして各警察署で独自の判断をするということで、東村山署ではこうした協定を結んだということで、東大和警察署では基本的に現時点では協定を締結する予定はございませんという、そういう回答をいただいたということでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） わかりました。今後はやっぱりドライブレコーダーの設置が進んでいただきたいと思いますが、このような協定を結んでいるところはまた情報もしっかり収集をしていただいて、本市として参考になれば、そういった意味での協定もしっかりと結んでいただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、3点目の選挙における投票率向上の取り組みについてお伺いをいたします。

現段階で、選挙の取り組みについてはイトーヨーカドーの店内で投票の呼びかけをして、またホームページで案内をして、視覚障害者には音声版の選挙案内をしていると。若年層に関しては成人式で啓発をしているということですけども、現状投票率が下がっている中でさらなる啓発が必要だと思いますけれども、何か検討していることがありますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 啓発と申しまして、実際には社会科の主権者教育というもののお手伝いということでございます。都内の都立高校の東大和南高校さんで毎年定期的に出前授業をさせていただいておりますが、こちらにつきましては高校3年生の全学年を対象にして行っているというところでございます。

それから、お隣の都立東大和高校さんにつきましては、平成27年に東京都選挙管理委員会事務局と合同で出前授業をいたしましたけれども、その後は御担当の先生が自力でやってみますということで、現在は選挙機材、

記載台や投票箱の貸し出し、それに模擬投票用紙の御提供をさせていただいているというところで、あとは東京都などのイベントで明るい選挙推進ポスターコンクールというものがございまして、小中学校にその作品の出品を夏休みの宿題として取り組んでいただけるようお願いしているところでございますけれども、その折に、必要があれば選挙備品の貸し出し等を御提供できますという御案内をしているところでございます。

現在のところ啓発に関しましては以上のような状況でございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 若年層に関して取り組みをしているということで、これは認識をさせていただきました。

この18歳からの投票が2016年から始まって、その当時はさまざま取り組みをして、初めての選挙は投票率が上がりましたが、また日がたてば投票率が下がっている、こういった現状があります。ぜひ継続をして、これに関しては続けていただきたいなと思います。

続きまして、投票所の増設についてでありますけれども、利便性のよい駅前とか商業施設ということで、玉川上水駅前では面積が狭く困難だと、東大和駅前の行政コーナーも含めてということで、やはり設備もないから困難だということで聞いておりますけれども、これは投票所また期日前投票所として満たしていなければならない要件があればお伺いをしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 期日前投票所として満たしておくべき要件というのは、特に当日投票所と比較して顕著に異なるという点はございません。ただし、期日前投票所につきましては午前8時30分から午後8時までの11時間半という、1日当たり長丁場でございますので、投票立会人や投票管理者などの方々の休憩スペースも必要かなというところと、事務的なスペースもある程度は必要かなと考えております。

期日前投票所の特徴といたしまして、当日投票所と異なる特徴といたしましては、当日投票所投票の原則の例外的施設でございますので、これはいろいろなクレームもいただいているところではございますけれども、宣誓書の提出ということがございます。ここが当日投票所と全く異なるところで、これにつきましては公職選挙法48条の2の第1項に定められている要件に該当している方が期日前投票ができますよという規定がございまして、自分は間違いなくそれに該当しているのだということを宣誓する書面であります。これが提出されるという義務づけがなされておりますので、その辺が期日前投票所の特徴ということができると考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 済みません、ちょっと前後になって申しわけありませんけれども、この期日前投票所を含めて市民から増設の要望というのはあったんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 市民の方からの増設の御要望の有無についてでございますけれども、私12年ばかり在籍しております中では直接御要望は承っておりません。ただ、お一人だけ、以前住んでいた市の都営住宅内にはあったんだけど、引っ越してきた東大和市にはないんですかというお問い合わせはちょうどいたしました。それは1件のみでございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 私はその投票所に関しては利便性のいいところに設置してほしいというのは何件か聞いております。そういった意味では、市選挙管理委員会にはそういった問い合わせがないかとは思いますが、それ以外でさまざまお困りの方がふえてるっていう実情を私は受けております。

その中で、先ほど満たしていなければいけない条件ということでありましたけど、スペース的な件ですけど

も、これヨーカドー等なんかは私どもと協定を結んでいるわけですから、この1階のイベントコーナーではできないのか、またコープですけれども、コープには中に休憩所っていうのがあります。そこでやはり期間を決めて交渉してやるとか、そういったことは検討はできないのかお伺いをしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） イトーヨーカドーさんにつきましては、今議員からお話がありましたとおり地域活性化包括協定というものを結んでおります。イトーヨーカドーさんにお話を聞きましたら、常に同じ場所で行けるといってお約束はできないということでございます。

また、市長答弁にございましたとおり、やはりそれなりのスペースと、LANですとか何とかといった事務的なものの設置ということになりますと、やはりそういった余裕スペースがない限りは困難であろうと考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） さまざま困難ということですが、御存じのように昭島市が今回、選挙で初めてイトーヨーカドーの昭島店ですか、期日前投票所を設置をいたしました。期間中なんと5,013人が投票したと。伊勢原市でも今回初めて商業施設で設置をして投票率がアップをされたと聞いております。

近隣では、特に国立駅北口が駅舎が整備をされました。その通路内に行政コーナーというのが設けてありまして、ことしの選挙より期日前投票を実施したとお聞きをしました。これに関しては、国立の駅は国分寺市も隣接しているので、これに関しては国立市と国分寺市2市が期日前投票できるということで、日程を決めて、この日とこの日は国立市、この日とこの日は国分寺市ということで期日前投票をして大変喜ばれておりました。私も国立の方にお聞きしましたが、期日前へ行くにはかなり遠いということで、本当にこれは助かっているということをお聞きをしました。

そういった意味では、現段階で投票率が下がっていく中で、やはり何らかの対策をしなければいけないと思いますけれども、この点についての認識と検討をしてもらいたいと思いますけれども、認識をお伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 投票率の低下というところでは、各自治体の選挙管理委員会や事務局でも頭を抱えているという現状でございます。

一方で、投票率の低下というものが全国区の問題でありまして、5年前に総務省内に投票環境の向上方策等に関する研究会というものが立ち上げられまして、現在に至るまでさまざま検討が行われているという中で、依然として、議員御指摘のとおり、そういった研究会のアイデア等もままならないというところでは、東大和市一市で起死回生の逆転ホームランを放つということはなかなか難しい状況なのかなと考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ逆転ホームランを打ってほしいと思うんですけど、続いて、これはこれも全国的に問題になっております高齢者、障害者、投票困難者ですけれども、東大和市でも当然、各地でも高齢化が続いておるといいますけれども、やはりこれに関して今後困難者がまだまだふえるというのは予想されるというか、困難者がふえます。

例えば高齢者が多い地域、東大和市でも65歳以上40%以上が清原、30%、向原、湖畔、蔵敷地域が高齢化地域と言われておりますけれども、交通困難者地域を対象にこういった移動投票所を開設をぜひ検討していただきたいと思いますが、お伺いをしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 移動投票所の取り組みということについて2点お答えさせていただきます。

きたいと思います。

一つは、市長答弁にありましたとおり、正職員の動員や協力をお願いしなければならないというところがございますけれども、これは私、市長部局の人間でございませぬので、なかなか言いにくいことではあると思えますけれども、選挙管理委員会の見立てとして、全庁的に職員体制が途上の段階であるという中では、当日投票所等に加えまして移動投票所に職員の動員をお願いするというのは非常に難しい状況であるかなと考えております。

それから、2点目ですけれども、今議員から御提案のございました一部地域に、高齢化の著しい地域にということで、趣旨は十分私どもとしても理解できるところではございますが、一部地域に限定した場合、一つは、大きな団地などがありますと、そこでもう一日動きがとれなくなるかなということも考慮いたしますし、もう一つは、一部地域のみ限定した場合、受益者負担の問題も解決しなければならないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 今回これを取り上げたのは、今回投票に行きたいんだけども行けないという介護している方からお聞きをしました。それに関しては、介護2だったんですけれども、障害を持つてるということで郵便投票はできたんですけども、万が一できなければ、この人は投票に行きたくても行けなかったといったケースが出てきます。やはり生きてる間は投票に行きたいって人が特にふえております。行きたくても行けない、これに関してはどうしたらいいのかっていうものは、これに関しては行政として全庁を上げて考えていくべきではないかと思えますので、この点に関してしっかり取り組んでいただきたいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

投票率アップの取り組みとして、東大和市で取り組みがこれ2007年ですか、行った投票率アップの取り組みとして、投票に行くとやまとスタンプ100ポイントをもらおうというキャンペーンを実施しました。これは全市チラシを、全戸配付3万枚して反響があったと聞いておりますけれども、これは小平市でも東久留米市でも実施をしたと聞いておりますけれども、これについて状況についてお伺いをしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 2007年といいますと、平成19年のいわゆる亥年選挙の年だったわけですけれども、議員が今御案内くださった選挙に行くと、やまとスタンプ100ポイントをもらおうというイベントについては、市や市の選管に関しましてはかかわっていないことですので、私からコメントがしにくいところがございますけれども、聞いたところによりますと、まず投票済み証明書を持っていくと、これも期日前ではなくて当日投票所限定ということだったらしいんですけれども、投票済み証明書を持っていけば100ポイント、産業振興課長に聞いたら1万円分の買い物しないともらえないポイントだということだったんですけれども、投票1回行ったら100ポイントがもらえるというようなことで、当日投票所の投票済み証明書が必要だったというようには聞いております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） やはり投票率アップに関してはさまざま取り組みをやはり実施をしていかないとかなかなかふえていかないと思えます。これに関しては、民間が運営している選挙割というのがありまして、若者の政治参加のきっかけづくりとして、選挙と地域の活性化に活用していくということで、投票に行くと証明されるものを持っていくと、それに登録してあるお店で割引、店舗サービスを受けられるという、これに関しては投票証明書じゃなくて、それもありますけれども、今回選挙とわかるものを写メで撮って見せると、そうい

う形で店舗サービスが受けられるという、そういう取り組みもあります。これは選管が管理してるということじゃないと思います。これはやはり全体的なこととして考えて、さまざまな取り組みをやる必要があると思いますので、これについてもぜひ研究をしていただきたいと思います。

あと、投票率アップに関して、当然、人の問題、さまざまなことが答弁にもございましたけども、これ、委託についての考えはないのか。清瀬市は委託をして行っている場所がありますけども、それについてはいかがなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 議員の御指摘どおり、委託というものができれば大変ありがたいかなと思います。公民権の行使というところで、なかなか一部あるいは全部というところで民間委託という話は、今のところ、26市の局長会などでも具体的な話が出ていませんけれども、事務担当レベルからすれば、やはり委託できることから委託できれば一番いいのではないかというレベルの話はしているところでございます。以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） わかりました。これは清瀬市に聞いたところ、受付案内は派遣で賄っているということでしたけども、これについてもぜひ研究もしていただきたいと思います。

次に、福祉施設でも投票を東大和市でも行ってると思いますけども、現状の投票施設の状況と施設の投票の流れについてお伺いをしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 現在東大和市中で、議員のおっしゃった福祉施設というところでは、東大和病院、それから介護老人保健施設の東大和ケアセンター、あと特別養護老人ホームの向台老人ホーム、やまと苑、さくら苑、風の樹という以上の施設で行っているものでございますけれども、これは東京都選挙管理委員会の指定を受けた不在者投票施設という形で実施されているものでございます。

もちろん最初、窓口役になるのは私ども地元の選挙管理委員会事務局だと思いますけれども、最終的に判定を下すのは都道府県の選挙管理委員会というものの不在者投票施設というものになっております。事前に小さいながら投票箱等をお持ちして、選挙管理委員会事務局職員がそれぞれの選挙の折の説明をさせていただいて、後、各施設でいわゆる期日前投票期間中に不在者投票の期日を設定していただきまして、あとそれぞれの施設内で希望をとる、あるいは申し出を受け付けて、何人が希望しているのかということで不在者投票用紙一式をその人数分をお送りいたしまして、それからこれら不在者投票施設の投票管理者については、公職選挙法施行令の定めによりまして当該施設長ということになっております。

その上で、不在者投票でございますので、入所者御本人様が投票用紙に記載した投票用紙を二重封筒に詰めて、その上で投票箱に投函していただくということは、これは実際の投票所を感じていただきたいというもので行っているところでございますが、それを各施設の御担当者のほうで取りまとめた上、こちらに御持参いただくと。もちろん投票日当日よりも以前に持ってきていただいて、あとは他の不在者投票と同様に管理をいたしまして、投票日当日に指定不在者投票所になっております第13投票所、中央公民館でございますけれども、こちらの投票箱にまぜ込んでいくという流れでございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ここ数年、東大和市の福祉施設が開設をされましたけれども、今後増設の検討はされないのか、今まで検討はされていたのかお伺いしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 今議員からお話がございましたとおり、平成28年10月には東大和市総合福祉センターの中に特別養護老人ホームのは〜とふるが開設され、翌29年の4月だったと思いますが、介

護老人保健施設のプラチナ・ヴィラが開設されております。平成29年中にこれら2つの施設には不在者投票施設の御案内はさせていただきました。それぞれの施設さんのほうで、まだ開設間もないということもあったのかもしれませんが、一方の施設さんからは現状で十分賄えているという御返事と、もう一方からは現時点での職員体制では少し厳しいということで、その時点では沙汰やみになっている状況でございますが、引き続き何かありましたら御連絡をお待ちしますということで、そのときの御案内は終了しております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

さまざまな取り組みってというか、手を打ってくださってるということは認識をさせていただきました。

今回この投票所の増設、投票率向上のアップについてですけども、やはり何かしらのやはり手だてをしないと、やはりこのまま推移をしていくとただ投票率が下がってしまう。そういった意味では、何かしらの手を、さまざま先ほどお話しをしましたけれども、期日前の投票所の増設、また移動投票所、またキャンペーンの実施、また福祉施設の増設等も含めてぜひ今後とも研究検討して実施をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この質問は以上で終わりたいと思います。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、午前中に引き続きまして再質問をさせていただきたいと思います。

4点目の空き家及び空き家店舗対策についてお伺いをしたいと思います。

7月に実態調査業務委託契約を締結をしたということでした。9月15日の市報で周知していくということですが、空き家の調査の時期と期間、また具体的な調査方法について伺いたいと思います。また、空き家か空き家でないかの判断はどのように行うのかお伺いをいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） まず調査方法でございますけれど、空き家の調査につきましては一次調査と二次調査に分けて行い判定していきます。いずれも現地に赴きまして外観を目視で確認いたします。

一次調査でございますけれど、表札の有無、郵便物の放置、それから雨戸が閉まっている状況、電気メーターなど建築物に関する調査、それから雑草の繁茂など敷地の調査を中心に行ってまいります。これによりまして空き家の候補を抽出いたします。

二次調査につきましては、基本的に別の調査員が日にちを変えまして改めて空き家の候補となった建築物を調査し、同様の観点から空き家の判定を行うものでございます。

なお、建築物の一部でも使用している場合、例えばアパートなど賃貸住宅におきまして1戸だけでも使用している場合は空き家としては取り扱いません。

時期につきましては、9月15日の市報でお知らせした後、順次現地のほうに入る予定でおります。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

二次的にまた行うということは、やはりかなり細かくしていただけるものだと思います。

この空き家の調査の対象と、全体の流れというのはどのようになっているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 空き家の調査の対象でございますけれど、市全域の戸建て住宅及び集合住宅でございます。

次に、調査の流れでございますけれど、先ほど申し上げました一次調査、二次調査の2回の調査によりまして空き家と判定しました建築物につきましては、建築物の傾斜の状況、基礎の状況、屋根の状況、外壁の状況、門扉の状況、庭木の状況などから建築物の老朽危険度を調査し、5段階の区分に判定いたします。その後は、空き家と判定した建築物の所有者を調査いたしまして、利活用に向けた意向や維持管理の状況などをアンケート調査いたします。これらの調査結果を報告書として取りまとめまして実態調査は終了となります。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） この実態調査の終了ということですけど、大体目安的にはいつごろまでとしておるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 今年度の事業で行いますので、3月には最終的には終わるということで考えています。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ空き家、特に空き店舗も含めた空き家に関しては本当にふえているっていうのは私も実感しております。ぜひしっかり調査をしていただいて、お願いをしたいと思います。

続きまして、利活用についてなんですけれども、市長答弁では住宅などの再利用、また子育て支援、デイサービスなどの福祉利用、立地条件に応じてさまざまな可能性があるということでした。

これに関しては、空き家の活用について今後は市はどのように取り組んでいくのか、また以前も私も取り上げましたけれども、空き家バンク、空き家の所有者と利用者のマッチングについてですけども、この設置をする必要があると思いますけども、これに関して再度市の認識をお伺いをしたいと思います。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 先ほど市長からも答弁させていただいておりますが、現在市では空き家の実態調査に着手したところでありまして、今後その調査結果を踏まえまして、法に基づく空き家等対策計画を策定する予定であります。

空き家バンクの設置など具体的な活用につきましては、この空き家等対策計画を策定する中で検討し、位置づけていくものと考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 空き家の対策計画の策定の中で検討するということですけども、今回当市でも初めて実態調査をするわけですけども、これ調査をした上で空き家バンクを検討していくっていう考えでよろしいのでしょうか。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 実態調査を踏まえまして、そういったことも必要であれば検討してまいりたいというふうに考えております。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひこの調査の中でそういった部分の利用しやすい空き家バンクの設置も強く要望をしたいと思います。

ここで幾つかちょっと御紹介をしたいんですが、空き家の実態調査に関してはさまざまな市で取り組みが行われております。

今回町田市と調布市が本年10月から空き家を効率的に把握する手法ということで、空き家の敷地の活用策を

探るため調査研究事業を行い、他の自治体が役立てるよう研究成果を公表していくということがあります。今回の事業で、空き家の発生や所有者を効率かつ迅速に把握する手法の確立を目指しております。これは関連の事業指定をして996万円が補助金で賄われるということで、これに関しては他の自治体に役立てるように調査をしていくということがございます。また日野市では、来年2020年度から市内の自治会や大学と共同で空き家の活用を支援する人材を育成する（仮称）空き家の学校、市内の空き家の増加に歯どめをかける狙いがあるということで、こういうことを取り組んでいく予定でございます。

そういった意味では、今回空き家の実態調査を行うわけですが、それに含めてさまざま、空き家の調査と含めて、こういった利活用に関しても進んでいる自治体等もございますので、ぜひ注視をして研究をしていただきたいと思っておりますので、この点についてお伺いをいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 今議員のほうから御紹介ありました他市の状況でございますけれど、そういった今御紹介がありました内容につきましては、先駆的な事業といたしまして他市の模範になるような、そういったような内容でございます。

一方、当市は今回実態調査を行うという状況でございますけど、26市の中では後発の段階でございます。まずは実態調査をやりまして空き家の実態というものを浮き彫りにして、そこからどういったことをやるかというのを考えていきたい。その考えるのは、法に基づく空き家対策等計画を策定する予定となっておりますので、その中で考えていくということで、議員の御紹介ありましたその先駆的な市に追いつけるようにこれからちょっと頑張ってやっていきたいと思っております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ参考にしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、③の空き店舗の現状と活用方法ですが、市長答弁では、東大和商工会を通じて空き店舗情報、創業支援と結びつけた家賃補助を行う事業ということですが、実施した事例についてお聞かせいただきたいと思っております。

○産業振興課長（小川 泉君） 家賃補助の事例でございます。こちらにつきましては事業を開始いたしました平成29年度と30年度合わせまして4件の利用がございました。こちらの4件につきましては、創業支援事業を活用した方ではない、新規開業ということで、飲食業に特化した形で4件ございました。

また、現在商工会において受け付けをしております平成31年度分の家賃補助につきましては、創業支援事業を活用した3名の方が利用される見込みであります。こちらの3名につきましては、お一人が多国籍料理店、またもう一人が整体院、またもう一人がこの9月11日にオープンを予定しております洋菓子店といった形で、いずれもこの方々は今回、活気ある商店街づくり事業、こちらの事業のモデル地域エリア内に開店をしていただくといった方々でございます。

また、もう一方いらっしゃいまして、もう一方は創業支援事業を活用した後に、この空き店舗の補助ではなく、東京都の商店街補助を利用して市内の空き店舗に開業するといった形でエステティックサロンの営業を行っております。こちらの方につきましては現在とても予約状況が非常に多く、忙しく仕事をされるといった情報をお聞きしております。

平成31年に入ってから開業及び開業準備をされているこの4名の方でございますけども、皆さん大変順調に事業を進められておまして、空き店舗の有効活用と地域の活性化、こちらに結びついているものというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） いずれも順調に進んでいるということで、これはうれしい限りであります。

活気ある商店街づくりの事業として空き店舗の活用を図っている空き店舗ツアーを実施したということです。それに関して詳細をお聞かせいただくとともに、9月1日、創業支援事業としてチャレンジショップがオープンを行いました。私もオープンに参加をさせていただきましたけども、これについての状況、取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） まず空き店舗ツアーでございます。こちらは地方創生活気ある商店街づくり事業の一環といたしまして、つい先日でございますが、令和元年8月31日にチャレンジショップの運営事業者が実施したところでございます。

このツアーは定員10名のところ7組9人の参加者がございまして、モデル地域である富士見通り商栄会がどのようなところかといった説明会と、商店街内の空き店舗3カ所の内覧会、そして商店街の店主さん達等の交流会を実施いたしました。参加者の皆様からは空き店舗の活用に向けた積極的な質問もございまして、今後の商店街の活性化につながるものと期待しているところでございます。

また、創業チャレンジ施設でございますチャレンジショップ、こちらでございますが、キッチン、サロン、ショップといった3つの要素で構成されてございまして、9月1日にオープンを迎えたわけでございます。キッチンは月単位の利用申し込みがございまして、日中はうどん屋、そして夜間の営業といたしまして、木、金、土、こちらの3日間につきましては軽食とアルコール類の提供が行われるといったことで進んでおります。また、サロンにつきましては日がわりの利用申し込みがございまして、月曜日にカイロプラクティックの施術、水曜日にはスワロフスキーなどを使ったアクセサリーの販売が行われます。また、ショップのほうは棚貸しを予定しておりますが、現在サロンの利用の空き枠がございまして、こちらとあわせまして現在募集を継続しているところでございます。調整中といった状況になってございます。

今後についてでございますけども、チャレンジショップにおける営業がしっかりと軌道に乗るように運営事業者によるサポートを実施してまいりたいと思っておりますし、またモデル地域の商店のサービス向上等、利益増に向けた店舗間連携の取り組みなどもこちらの施設が中心になって行うといったことで、今後運営事業者との調整を図りながら順に進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この活気ある商店街づくり事業は私も期待をしております。東大和市でも、玉川上水なら駅前の商店街も空き店舗が2つ、また東大和市駅周辺も空き店舗がある。そういった部分ではこういった活気ある商店街づくり事業としての創業支援の事業を積極的に進めていただきたいと思います。

地域活性化のためにより情報発信をしていただきまして、まちのにぎわいの創出につなげるよう大いに期待をしております。ぜひ東大和を元気にしていただきたいと思いますので、期待をしております。

以上でこの質問は終了して、最後に5点目として通報アプリを利用した市民との協働のまちづくりについて質問させていただきたいと思っております。

この地域の課題、道路整備、防災等についてのスマートフォンの活用についてでありますけれども、まず初めに道路などについての問い合わせについてお伺いをいたします。件数、また主な内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路につきましてはの年間の市民等からの問い合わせ件数でございますが、平成29

年度と平成30年度の2年間について答弁させていただきます。

平成29年度につきましては585件、平成30年度につきましては642件でございます。

その問い合わせの主な内容でございますが、道路の舗装の劣化の修繕、またL型の配水ブロック等の道路構造物の修繕、民有地からはみ出している樹木について、道路の除草要望について、道路に放置された自転車の撤去の要請についてなどがございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

年間で30年度642件、これは多いのかなというふうに思うわけですが、これ防災については要望とか件数とか問い合わせはどうなってるでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災関係について申し上げますと、市民からの通報に関係する要望や問い合わせという観点からですと、平時での防災行政無線の一斉放送に対する問い合わせがほとんどのものになります。それから、台風とか豪雨等の災害時では、土のうの搬送や道路冠水、それから家屋、駐車場の浸水、倒木や落下物の報告、こういったことの要望がありますけれども、件数については把握してございません。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。さまざまな要望等があるということでお聞きしました。

その内容に対応していくということなんですけれども、そこで通報アプリについてですけれども、まず近隣市の取り組みについて確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、多摩地区では3市であるとの御答弁をいただきましたけれども、この3市の中で私が望んでるLINEアプリについて取り組んでいる事業についてお伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 近隣市、この多摩地区でございますが3市ございまして、町田市と稲城市と武蔵野市でございます。そのうちLINEによる活用法を行っているのは武蔵野市でございます、無料通話アプリLINEによる通報システムとなっております。こちら令和元年9月2日運用開始ということで、まだ開始したばかりでございます。LINEで現場の写真や位置情報を送信できるシステムとなっております、LINEを使用しての道路のふぐあいを知らせるシステムの導入は都内では初めてのケースでございます。

このLINEによるシステムでございますが、大阪府四條畷市や兵庫県芦屋市、福岡県福岡市がLINEによる市民通報システムを取り入れてございまして、これらの市を参考として始めたとのことでございます。費用については基本は無料でございます、内容のバージョンアップがあると有料になるとのことでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

それで、先ほど今御答弁がありました四條畷市の件ですけれども、四條畷市が取り組んでおります、費用負担が少なく、普及率が高く操作が簡単なLINEを通じたまちづくりということですが、私は四條畷市の担当部署とお話をさせていただきました。四條畷市は人口が5万5,846人、面積が18.69平方メートル、東大和市の人口8万5,000人、面積は13.42平方キロメートル、面積は当市より多少大きいですが、人口は少ないということでもあります。

平成30年の2月にスマートフォンアプリの公式アカウント四條畷公式LINEというのを運用を開始いたしました。現在会員数が2,259件、毎月数件から10件程度の問い合わせがあると聞いております。市で把握できないところや市民側からの手が行き届いて、聞き入れていただいて大変助かっているという声をお聞きしまし

た。この費用に関しても、これに関しては地方公共団体無償プランというのがありまして、それを利用していただのでほとんど費用がかかっていないということでした。しかしながら、現在これ5月で終了いたしまして、新たな地方公共団体プランというのができました。

これに関しても安価ということなので、ぜひ導入をしていただきたいと思うんですけれども、この導入に対するメリット、デメリットについてお伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 担当課としましては大変有効なものであるとは考えてございます。

このようなシステムを導入した場合の市のメリットでございますが、費用を無料もしくは安く抑えることができる、行政の目が行き届きにくい場所のふぐあいを把握できること、また写真と位置情報により位置や状況の把握を早く正確に行えること、初動対応の効率化が図れること、投稿内容や対応状況を公開できれば行政としての透明性や信頼性を高めることができることなどがございます。また、市民の方側のメリットとしましては、24時間365日いつでも投稿できること、電話ではうまく伝えられない内容も写真撮影することと位置情報により正確に通報できることがございます。

デメリットとしましては、個人情報などの投稿が公開されたり不適切内容な内容が投稿されるおそれがあるということ、写真の撮り方により状況把握ができないことがあるという問題、また民有地の問題など市で対応困難な案件の投稿が考えられる、緊急の場合は電話連絡してくださいという市がほとんどであり、緊急での利用には適していないなどが考えられます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） さまざまメリットがあると思います。これは費用の負担が余りかからないということと、やはり効率的、業務の効率化につながると思いますので、当市でも早目にできるようにこのようなアプリを使用してふぐあいを通報してもらい、また防災の情報に活用できないかお伺いをしたいと思います。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 市民通報アプリにつきましては有効なものとして捉えてはおりますが、検討するに当たりましては、東大和市の場合、面積も、先ほど御紹介ありましたが小さく、すぐに現地へ行ける距離であることや、土日祝日であっても市内在住の職員がすぐに現場に行けることなど、現在においても早急な対応が可能であることも留意する必要があると考えております。

また、道路だけでなく、公園や防災関連、その他さまざまな情報の提供にも対応できるということも聞いておりますので、今後このような通報システムの詳細を私たちどもがまず理解し、メリットやデメリットなどを含めて調査研究をすることが必要であると考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この防災アプリに関してはかなり費用がかかると思ったんですが、やり方によっては費用もかからないで有効に使えると。道路、防犯、またさまざま先ほど御答弁いただきました公園ということもございました。さまざまなことに有効利用できると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の一般質問は終了させていただきます。御答弁ありがとうございます。

○議長（中間建二君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（中間建二君） 次に、9番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[9番 根岸聡彦君 登壇]

○9番（根岸聡彦君） 議席番号9番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、シニアが活躍できるまちづくりについてと、福祉避難所についての2点に関して質問をさせていただきます。

まず1番、シニアが活躍できるまちづくりについて。

①シニア世代の現状について。

アとして、シニア世代に対する市の認識は。

イとして、シニア世代が活躍できるまちに対するイメージは。

②市の活性化とシニア世代の活用について。

アとして、シニアの方々に活躍してもらうための施策は。

イとして、現在の取り組み状況と今後の課題、将来の展望は。

2番目は、福祉避難所についてであります。

①福祉避難所に対する市の考え方について。

アとして、通常の避難所と福祉避難所との違いは。

イとして、福祉避難所の役割に対する市の認識は。

②福祉避難所の運営について。

アとして、市が描く福祉避難所の運営のあり方は。

イとして、運営に際しての課題は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[9番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、シニア世代に対する市の認識についてであります。シニア世代につきましては明確な定義はございませんが、仕事を退職された高齢者の方のほか、退職が近づいている方なども含まれると考えております。シニア世代の皆様は知識や経験が大変豊富で、地域などで主体的に活動する能力を有していると認識しております。

次に、シニアの皆様が活躍できるまちに対するイメージについてであります。シニアの皆様が地域において地域活動やボランティアなどに主体的に取り組み、住みなれた地域で生き生きと暮らすことができるまちをイメージしております。このことにより介護予防や健康寿命の延伸が図られ、地域社会の活性化などにもつながるものと考えております。

次に、シニアの皆様が活躍してもらうための施策についてであります。現在多くの元気なシニアの皆様がさまざまな活動に積極的に参加されておりますが、その活動を継続するための支援や地域における自主的な取り組みがさらに増加するような施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、現在の取り組み状況と今後の課題、将来の展望についてであります。現在の取り組みにつきましては、介護予防リーダーや東大和元気ゆうゆう体操普及推進員の育成や活動の支援、市内各地域での第2層協議体の設置などが挙げられます。

今後の課題につきましては、高齢化がさらに進展することが見込まれることから、介護予防、健康寿命の延伸に資する施策のほか、継続的な地域活動のリーダーの養成を初め、地域での支え合い社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があると考えております。

将来の展望につきましては、元気で主体的に活動するシニアの皆様が住みなれた地域で生き生きと暮らすことができるまちを目指してまいりたいと考えております。

次に、避難所と二次避難所、いわゆる福祉避難所との違いについてであります。避難所は、災害の発生により家屋の倒壊などで自宅での生活が困難な被災者が一時的に生活する場所で、市民センターのほか小中学校など29カ所を指定しております。福祉避難所は、自宅や避難所での生活が困難で介護などのサービスを必要とする災害時要配慮者を一時的に受け入れる施設で、現在協定により市内の社会福祉施設15カ所を指定しております。

次に、福祉避難所の役割についてであります。過去の大規模な災害では、高齢者、障害者、病弱者等が厳しい避難生活を強いられたことにより健康を害し死に至る災害関連死も多数報告されております。こうした避難生活に特別な配慮を必要とする要配慮者に対して専門的な支援を行い避難生活ができるようにすることが福祉避難所の役割であると認識しております。

次に、福祉避難所の運営のあり方についてであります。避難所が開設された後の避難状況や、協定を締結した社会福祉施設の被害状況等に基づき適宜福祉避難所を開設してまいります。運営につきましては、協定に基づき避難所管理責任者とともに必要な職員を配置し、社会福祉施設管理者の協力を得ながら運営してまいります。

次に、福祉避難所の運営に際しての課題についてであります。福祉避難所を支える支援者の確保や要配慮者へのきめ細かな対応などさまざまな課題があると考えております。

当面の課題としましては、市全体の福祉避難所の運営ガイドラインの策定に加え、避難所ごとの運営マニュアルの策定が必要であると認識しております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○9番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきますが、再質問につきましては2番目の福祉避難所についてからにさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず一般的なことから伺いたいと思いますが、先ほどの御答弁では、市内15カ所の社会福祉施設を福祉避難所として指定しているとのことでしたが、福祉避難所の特徴という点に関しては、先ほど市長答弁の中でも述べられておりましたが、一般の避難所との違いはどのようなところにあるのか、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 一般の避難所と福祉避難所の違いについてでございますけれども、体育館など一般の避難所において自立した避難生活を送ることが困難な方、例えば寝たきりで生活に全介助が必要な方などが一時的な避難生活を送っていただく場として福祉避難所を開設することになります。

現在福祉避難所として市と協定を締結している15の施設は全て特別養護老人ホームなどの社会福祉施設でありますので、日常的に介助が必要な方が親族などの介助者とともに避難生活を送るに当たりまして、一般の避難所となる学校の体育館などに比べますと避難生活を送りやすい環境にあるものと考えてございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） では、その福祉避難所の必要性について市はどのように認識をされているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 福祉避難所は一般の避難所での自立した避難生活が困難な方などが避難生活を送っていただく場でございますので、その必要性は十分認識しております。また、高齢化が進展していくってということになりますから、在宅で介護を受ける方などもふえることが見込まれます。そういうことで一般の避難所では避難生活を送ることができない方も必然的にふえていくと思われまいますので、福祉避難所の必要性、重要性はますます高まっていくものと認識してございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 御答弁の中で、福祉避難所は、自宅や避難所での生活が困難で介護などのサービスを必要とする災害時要配慮者を一時的に受け入れる施設であるとのことであつたと思ひますが、福祉避難所に避難をされる方というのはどういった方々が対象となるのか教えていただけますでしょうか。

また、福祉避難所は二次避難所という位置づけになっておりますが、福祉避難所が開設される経緯、一般の避難所との位置づけの違いや、それぞれの避難所に避難をしていただく方々のすみ分けについてももう少し詳しく御説明をいただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 福祉避難所の対象となる方についてでございますけれども、一般の避難所などでの避難生活を送ることが厳しい高齢者や障害のある方などが対象になると考えております。

一般の避難所との位置づけの違いでありますけれども、一般の避難所は、発災後の被災状況に基づきまして災害対策本部の判断により避難所の開設を決定いたしますが、家屋の倒壊などによりまして自宅での生活ができない被災者であれば定員の範囲内で受け入れることになります。

一方、福祉避難所の開設につきましては、一般の避難所において避難生活を送ることがさまざまな理由で困難であると判断される場合、協定を締結する事業者との協議、それと災害対策本部での開設決定をした上で開設されるものでございます。このため、一般の避難所と違ひまして、個人の判断で直接福祉避難所に避難しても基本的には受け入れてもらえないという違いがあると認識してございます。

それから、避難所に避難してきた方々のすみ分けについてでありますけれども、平成28年4月に内閣府防災担当から発出されました福祉避難所の確保・運営ガイドライン、それを見るところでは、避難者のスクリーニングの例が示されております。

具体的には、避難者の状況により4つの区分がありまして、1つ目、これは治療が必要な方、例えば酸素吸入や透析をされてる方、これは病院となつてます。2つ目として、日常生活に全介助が必要な方、例えば胃ろうの方や寝たきりの方は福祉避難所、それから3つ目として、日常生活に一部介助や見守りが必要な方は体育館以外の個室を用意すること、あと最後ですが、4つ目として、自立されてる方は体育館などの大部屋といったぐあいにある程度の判断基準が示されてるところでございます。こうした基準を用ひまして、避難者や御家族等の御意向を伺ひながら適切に判断する必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

先ほどの御答弁の中で、市内15カ所の社会福祉施設が福祉避難所として指定されているとのことでしたが、福祉避難所として指定されるために必要な条件というものはあるのでしょうか。社会福祉施設以外に福祉避難所として指定を受ける、あるいは福祉避難所として開設されるための条件としてどのようなものがあるのか、

ハード面、ソフト面の両方から教えていただければと思います。

- 総務部参事（東 栄一君） 福祉避難所に避難される方は介助が必要な方など、健常者の方より広い避難スペースを確保する必要がありますことから、施設のホールやロビーなど一定程度の面積が必要であるほか、耐震性が確保されていること、それから土砂災害特別警戒区域外であること、それと施設内は原則としてバリアフリー化されていることなどが指定の際の条件になると考えてございます。

このため、現在は附帯施設等の利便性も考慮しまして社会福祉施設と協定を締結しているところでございますけれども、条件がおおむねクリアされる施設であれば、福祉避難所として協定を締結することは可能であると考えてございます。

以上でございます。

- 9番（根岸聡彦君） その福祉避難所の数ですけれども、現在市内15カ所の社会福祉施設を指定しているとの御答弁でしたが、この福祉避難所15施設という数について市はどのように評価をされているのでしょうか。

- 総務部参事（東 栄一君） 現在お話があったとおり市内15の事業所と福祉避難所開設に関する協定を締結しておりますが、実際の被災状況によりまして、事業所によっては福祉避難所を開設できない可能性があること、それから15カ所での最大の受け入れ人数等を考慮いたしますと、数は充足しているものではないというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 9番（根岸聡彦君） 福祉避難所の役割として、避難生活に特別の配慮を必要とする要配慮者に対して専門的な支援を行い避難生活ができるようにすることであるとの御答弁があったと思いますが、そこで、先ほどの質問と若干重複するところはあるかもしれませんが、特別の配慮というのは具体的にどのようなことを言い、専門的な支援とはどのようなものなのかを伺いたいと思います。

- 総務部参事（東 栄一君） 福祉避難所避難者への特別な配慮または専門的な支援についてでございますけれども、例えば寝たきりの方であれば食事や排せつ、着がえなどの介助や、褥瘡ができないように寝返りを打たせること、それから清拭、体をふいてあげること、こういったちょっと自立した避難生活を送ることができる方に比べてさまざまな配慮や支援が必要であると考えてございます。

以上でございます。

- 9番（根岸聡彦君） 特別な支援あるいは特別な配慮といいましても、さまざまな症状の方がいらっしゃると思います。災害時要支援者に登録された方々、身体障害者手帳をお持ちの方々あるいは乳児のいらっしゃるお母さんといった、いわゆる電車のシルバーシートの後ろの壁にシールが張られておりますけれども、それに該当するような方々、そして特別支援学級に通われている児童・生徒の方々、またその御家族等々、福祉の必要性は個人でもさまざまあると思いますが、そういった方々への対応としてはどのようなことをお考えでしょうか。

- 総務部参事（東 栄一君） 福祉避難所の開設に当たりましては、市の職員を派遣して対応していくこととなりますけれども、限られた人員の中で全て職員が担うことは困難であると考えております。

御指摘のありましたとおり、配慮が必要とされる内容は個人によりさまざま違いがございますので、親族の方や支援者の方、また場合によっては他の避難者の中から有資格者などのボランティアを募ってさまざまなケアに当たることも必要だというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 大規模な災害が発生した際に福祉避難所を利用する必要があると考えられる方々はどのくらいいらっしゃるというふうに見込まれているのでしょうか。また、現在指定を受けている15施設は何名ぐらいのその避難者の受け入れが可能となっているのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 福祉避難所の利用人数の見込みにつきましては、災害の大きさや被害状況等により変動しますことから想定は難しいところではありますけれども、現在市で実施しております災害時の避難行動要支援者登録制度、こちらの登録者数が一つの基準になると考えております。

なお、災害時の避難行動要支援者登録制度の登録者数は、令和元年9月1日時点で1,320人であります。

次に、福祉避難所における受け入れ可能人数についてでございますけれども、協定を締結している15の施設全てで福祉避難所として開設可能となった場合、受け入れ可能な最大の人数は約900人となっております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 災害時要支援者として登録されている数が1,320人、受け入れ可能となっている数が約900人ということで、恐らく要支援者の中には知的障害ですとかそういった方々はまだ含まれていないのではないかという気がしますので、まだまだ数的には足りないのではないかとこの気はいたします。

福祉避難所に指定されている施設は現在または発災時においても稼働している社会福祉施設であり、そこには利用者さんが多くいらっしゃると思われまます。特別養護老人ホームの場合、ベッドが空くのを待っておられる方々が100名ほどおられるといった話も聞いたことがあるのですが、そういった施設に新たに特別なケアが必要とされる方を避難者として受け入れるということになりますと、その施設に対して相当な負担をかけることになるのではないかとこの思うのですが、現場の状況と照らし合わせた場合いかがなものなのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話がありましたとおり、福祉避難所の開設に当たりましては、その必要性が生じた場合に、事業者との協議を経て災害対策本部において開設の可否を判断するものでございます。したがって、協定締結先の事業所の被災状況などによっては、事業所側で福祉避難所としての場所の提供は厳しいと判断される場合には福祉避難所は開設できませんので、その他の協定締結先の事業所に福祉避難所の開設を依頼するような形になるというふうにと考えるとございませう。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 福祉避難所の運営に関してですけれども、運営については実際に経験をしたことがなく、実際に運営するとなるとさまざまな課題が発生してくることが予想されるわけでありませう。

避難所ごとの運営マニュアルの策定が必要であるとの御答弁もありましたが、現時点で想定できる課題としてはどのような点が挙げられるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 福祉避難所の運営に関する課題についてでございますけれども、御指摘のありました福祉避難所運営マニュアルの策定のほかさまざまな課題がございます。過去の大規模災害における事例等見ますと、一番大きな課題としましては職員の人員不足が挙げられると考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） さまざまな資料に目を通しますと、多くの自治体で抱える問題ですが、福祉避難所を運営できるスタッフ、いわゆる人的資源が圧倒的に足りないといった点が多く書かれております。

当市において、福祉避難所の運営に関して一定の知識、ノウハウを持っている職員というのは大体どの程度いらっしゃるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 福祉避難所の運営に関する知識等を持った職員についてでございますけれども、市

の職員の中で保健師や看護師、それから社会福祉士の資格を持つ者が考えられますけども、一応そういう資格を持つ方が一定数おられます。人数については把握してございません。ただ、しかしながら、災害発生時におきましては、その職員を全て福祉避難所運営に従事させることは困難でありますことから、このあたりも課題だと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 資格があればいいということではないのですけれども、例えばホームヘルパーの資格ですとか、比較的簡単に取れるものもありますので、そういったところをぜひ職員の方々にあっせんをして、そういった福祉的なケアに対する知識あるいは技能を習得してもらう必要もあるのではないかと思います。これにつきましては、そういったお取り組みをぜひ進めていただきたいと要望をさせていただきたいと思っております。

福祉避難所の運営については、社会福祉施設の職員に関しては十分なノウハウがあり適切な対応ができるものと考えますが、いざ福祉避難所を開設し運営に当たるといことになると、既存の施設の利用者以外に福祉避難所に避難してくる方がいらっしゃるわけでありまして。

そういった状況下でしっかりと避難所運営をしていくためには、相応の知識の習得や実践経験などが必要になってくるのではないかとと思われるのですが、市の職員に対する教育体制はどのようになっているのでしょうか。また、どのように教育を充実させ、福祉避難所の運営に対応可能な人材を育てていこうとお考えでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 福祉避難所の運営に関する職員の教育、人材育成ということでございますけれども、過日の総合防災訓練におきましても、二次避難所開設訓練ということで一定の実施はしているところでございますけれども、これ以外の福祉避難所の運営に特化したような研修などについては現在のところ実施しているところではございませんということで、人材育成の手法を含めまして今後の研究課題であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 福祉避難所であれ、一般の避難所であれ、そういった訓練を積んだだけではなかなかスムーズな運営というのは難しいのではないかなと思う次第であります。スムーズな避難所運営、特に福祉避難所の運営のためにはどのような情報が必要であるとお考えでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 災害が発生したときは全てのことが未経験であるということで、市民の皆様の安全を最優先に対応していくことが必要であると考えているところでございます。このような状況の中では、過去の大規模災害から得られた教訓などは大変重要な情報でありますので、これらを参考にすべきであると考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 今後の各避難所ごとの運営マニュアルの策定が必要であるとの御認識でしたが、東日本大震災から8年、阪神・淡路大震災から24年が経過した現在において、制度の問題は別に、やはりそういったマニュアルは既につくられていてしかるべきものであるというふうに理解をしております。もし不十分なものしかないというのであれば、そこは現状に見合ったものを早急に策定をしていただきたいと思っております。

その上で、福祉避難所の運営をしていくに当たり、実際に福祉避難所を運営した人からの生の声を聞き、そこで何が起り、どのような問題が発生し、どのようにして乗り越えてきたのかといった経験談を聞くといったことは未経験の人たちに対して非常に参考になるものではないかと思うのですが、そういったことは過去にやったことはありますでしょうか。また、未経験であるのであれば、今後行っていきたいという考えはあるの

でしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 福祉避難所の運営マニュアルの策定につきましては、策定に向けて早急に対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、過去に実際に災害を経験された方からのお話ということでございますけれども、東日本大震災でも、熊本地震でも市の職員が応援にいらしているということで、その現場の声も聞いてるところでございますが、それ以外には東京都職員研修所と東京都市町村防災事務連絡協議会という市長会の附属協議会がありまして、その共催事業として毎年防災講演会というのを実施しております。昨年と一昨年、2回続けて、熊本地震で被災した宇土市の職員から生々しい体験談を伺うことができました。

今後も可能であれば経験者のお話を聞く機会などを設けることを検討してみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 生の声を聞く、経験者の話を聞くということは非常に意味のあるものであると思います。

実際に福祉避難所を開設した自治体から挙げられた問題ですとか、その問題に直面したときの解決方法などを情報として入手し、それを課題解決の対応集といった形でまとめておくことも運営をスムーズに行っていくための一つの手法ではないかと考える次第ではありますが、マニュアルの整備のほかに細々としたQ&Aのようなものとして、そういったものを用意することについてのお考えはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 福祉避難所の開設に当たっての課題解決に関するQ&Aの作成についてでございますけれども、過去の実例を踏まえた事例集的なものを備えておくことは事前の準備として大変有効であると考えておりますので、運営マニュアルの整備にあわせまして作成を検討してみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 役に立ちそうなこと、立つであろうと思われることはぜひ積極的に取り入れていただきたいと思います。

避難所というのは、福祉避難所であれ、一般の避難所であれ、何か災害が発生しない限り必要とはならない施設であります。そういった施設をふだんから用意しておくということは非常に無理があるということは重々承知をしているのですが、一たび必要になったときにその運営がスムーズにいかないと大きな混乱を招くものであります。特に福祉避難所においてはそういった要素が非常に濃くあらわれているものだと思います。

避難所運営の能力のある人材の確保あるいは育成、そして運営に関する知識の習得、マニュアルの整備等々どれも非常に大切なものであります。市はどのようにしてこれらの条件を満たすべく準備を進めていこうとしているのでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 福祉避難所の開設に向けた備えといたしましては、人材の確保や育成、またマニュアルの整備など、いずれも事前に備えておくべきことが非常に重要、かつまた実際に災害発生したときに不可欠だと考えております。

そのような中で、今年度、平成31年度は東大和市の地域防災計画の修正を進めておるところでもございますので、まずこの地域防災計画の修正作業を優先はしていきたいと考えておりますが、その後、順次ただいまの福祉避難所の適切な運営に向けた検討、そちらのほうにも移っていきたくて考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、この災害の対応というのはまず最初に自助があり、次に共助、そして公助の順に働いていくものでありますが、福祉避難所に焦点を絞った際の自助、共助について、市が市民に求める姿、また公助に関して市が行っていくべき対応についてのお考えを聞かせていただければと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 福祉避難所の対応におけます自助、共助についてでございますが、災害発生した際には、市で対応できることというはごくごく限られてくると考えております。

そのような中で、日常での心構え、準備として、やはり御家族や御近所等との関係づくりなど、福祉避難所での避難生活を想定した備えを自助、公助、共助ということをお願いをしたいと考えております。

また、公助につきましては、福祉避難所の運営マニュアルの作成、また職員の育成、またマニュアルに沿った訓練など、いざ災害が発生したときに備えて着手可能なものから市として準備していくことも多々ございますので、順次進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） さまざま御答弁ありがとうございました。

避難所に関しましては、台風の際に、過去、奈良橋市民センターと狭山公民館に設置されたことがありますけれども、福祉避難所に関しては全く未体験のものであります。その未体験のことに关していつ発生するかわからない事態に備えるということは非常に御苦労があると思いますが、いざその施設が必要となったときに慌てふためいて何もできないというようなことがあってはいけないわけでありませう。

社会福祉施設の方々も、通常の業務における福祉的ケアに対する知識は十分持ち合わせているとは思いますが、福祉避難所として、限られた物資、限られた情報の中でさまざまな事案に対処しなければならない状況というのは、ふだんの力を十分に発揮することを困難にさせることが予想されます。

災害関連死を防ぐためにも、ケアを必要とされる方々が安心して避難所生活を送れるように、場所の問題、人の問題、物資の問題、多々あると思ひますけれども、限りなく想定外をなくしていく対策を講じていくように要望して、最初の質問を終わりにしたいと思ひます。

○議長（中間建二君） ここで10分間いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時36分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（根岸聡彦君） それでは、最初の質問に戻りまして、シニアが活躍できるまちづくりについて再質問をさせていただきます。

まず、市長は6月定例会の所信表明の中で、日本一子育てしやすいまち、シニアが活躍できるまちを目指してさまざまな政策を述べておられました。日本一子育てしやすいまちにシニアが活躍できるまちが新たに加わったわけでありませうが、シニアが活躍できるまちを加えた意図というのはどのようなところにあるのでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 令和元年8月現在の市の65歳以上の高齢者数は2万2,917人、これの高齢化率になりますと約26.9%となっております。今後もこの高齢化は進んでいくことが見込まれております。

一方、65歳未満の人口につきましては平成28年度以降減少を続けておりまして、今後もこの傾向は続くもの

と見込まれております。

また、日本人の平均寿命につきましてはこれも伸びている状況でございます、健康寿命の延伸に資する施策が充実することになっていくとなると、元気な高齢者の皆様がふえていくというふうなことも見込んでございます。

一般的に高齢者と呼ばれます65歳以上の方でも、現役でお仕事をされてる方もおられますし、地域で活動などもされてる方も多くいらっしゃいます。そのような方々が力を発揮できるよう、また高齢者への準備期に当たる方々が第二の人生を健康で生き生きと活躍できるようなまちづくりをしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

シニアといいますと、その言葉の響きから高齢者やシルバーとは若干ニュアンスが異なるような印象を受けます。御答弁の中で、シニア世代とは、仕事を退職された高齢者の方のほか、退職が近づいている方なども含まれるとのことでしたが、どのような思いを持ってシニアという表現をされたのか御説明いただけますでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 一般的にシニアと言われてるような意味でございますと、年長者、先輩あるいは上官などというような意味になりますけども、現代、近年の高齢者の概念がさまざま変化している中で、この高齢者の準備期の方も含め、多くの市民の方々がそれまで得た知識、また経験、こういったものを生かしながら生きがいのある人生を過ごしていただきたいと、そういったことでシニアという表現を使わせていただいております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） わかりました。

また、御答弁の中で、シニア世代を仕事を退職された高齢者と退職が近づいている方、すなわち現役社会人として働いている方々もシニア世代の一員として定義をされておりましたが、シニアの活躍という点に関して言えば、その方々の年代や個々の健康状態、経済状況等によって違ってくることから、何ををもって活躍とするのかを明確に示すことは非常に難しいものと思われまます。

市としてはどのようなことをシニアの活躍と位置づけるのか、もう少しわかりやすく、現役と定年退職後、あるいは年代層、年齢層別といったように幾つかのカテゴリーに分けるような形で市のお考えを示していただけますでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） まず、仕事を引退した後のシニアの方におかれましては、それまでの人生で得た知識や経験を生かし、地域での活躍を含め生きがいのある人生を過ごしていることなどがシニアの活躍と考えております。

また、引退が近づいている方におかれましては、引退後の第二の人生を生きがいのあるものにするために意識を高めていただき、それに向けた準備をすることなどが重要であると考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） シニア世代の皆様は知識や経験が大変豊富で、地域などで主体的に活動する能力を有していると認識しているとの御答弁がありました。シニアの方々が持ち合わせている能力とは、具体的にどのようなものを言うのでしょうか。もう少し具体的に御説明をお願いいたします。

○福祉部副参事（原 里美君） シニアの方々の能力についてでございますが、仕事や子育て、それまでの社会活動などで得た知識や技術、経験などを生かして、同じ目的を持った住民同士などで集い、それぞれが役割を持ち、活動内容などを考えて取り組んでいただくことができるような能力などが考えられます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 御答弁の中では、シニアが活躍できるまちというものを、シニアの皆様が地域において地域活動やボランティアなどに主体的に取り組み、住みなれた地域で生き生きと暮らすことができるまちをイメージしているとされておりました。このことにより介護予防や健康寿命の延伸が図られ、地域社会の活性化などにもつながるとのことですが、介護予防、健康寿命の延伸とシニアの活躍との関連性についてもう少し詳しく御説明をいただけますでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 平成31年3月に策定いたしました、健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針にも掲げておりますが、社会活動に参加し、人との交流を通じて楽しみや役割を持つことは人生に活力を与え、健康的な生活に役立つと言われております。シニアの皆様が地域社会で主体的に活動に参加するなど御活躍されることが介護予防や健康寿命の延伸につながると考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） シニア世代の方々は知識や経験が大変豊富で、地域などで主体的に活動する能力を有していると認識しているという御答弁に関して、シニアの方々に活躍をしていただくためには、その能力を十二分に発揮してもらえ環境を整備する必要があると思うのですが、シニアが活躍できるまちのイメージとして、シニアの皆様が地域において地域活動やボランティアなどに主体的に取り組み、住みなれた地域で生き生きと暮らすことができるまちとの御答弁に照らし合わせ、住みなれたまちで生き生きと暮らしていただくために、市はどのような施策を打ち立て実践をしてきたのでしょうか。具体的に成果のあった施策としてどのようなものがあるのか教えていただければと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 市では、介護予防リーダーや東大和元気ゆうゆう体操普及推進員を養成しております。そこで養成した方々は市内で元気ゆうゆう体操やその他のサロン活動などを主体的に行っておりまして、参加者も多くおります。

その成果でございますが、平成30年の市の要介護・要支援認定率は全国平均や東京都平均に比べ若干低くなっており、また健康寿命は東京都の平均に比べ高くなっております。これが市の施策の具体的な成果と言えるかはわかりませんが、それぞれの結果の要因の一つになっていることも考えられます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） また、シニアの活躍に関しましては他の自治体でもさまざまな取り組みが進められていると思うのですが、他自治体での施策で当市が参考してみたいと思えるような取り組みとしてはどのようなものがあるでしょうか。

また、具体的な施策としては開始を始めてはいないけれども、現在検討している、あるいは将来的に検討してみたいというような取り組みがあればあわせて教えてください。

○福祉部副参事（原 里美君） 他の自治体の施策でございますが、最近では、国を初めフレイル対策を行う自治体が多くあるようでございます。今後ほかの自治体の施策なども参考にしながら、当市に合った効果的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) 一口に能力といいましても、社会経験を積むことで身につけたもの、勉強してきたことで得た知識に基づくもの等々さまざまあると思うのですが、シニアの方々が持ち合わせているであろうと思われる能力に関して、市はどのような能力をどのように発掘し、どのように活用していこうとお考えでしょうか。

○福祉部副参事(原 里美君) 市としてシニアの方々の能力の発掘に関する特別な対応について考えているわけではございません。シニアの方々に御活躍いただけるような環境を整えることで、さまざまな取り組みに多くのシニアの方々が参加し、多様な活動を通してシニアの能力が発揮されるものと考えております。このため、市では介護予防リーダーなどの養成や、ボランティア活動をしようとする方への支援や地域の支え合いに関する機関誌の発行などによる情報提供などを行っております。

また、シニアの方々の能力の活用についてですが、多様な社会参加を通してあらわれたシニアの方々の能力をその場で最大限発揮していただくとともに、ほかの場面でも活躍していただけるよう、第2層協議体など新しい活躍の場の創出に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) 一口にそのシニアが活躍できるまちといいましても、非常に漠然としたものしか浮かんでこないというのが実情であります。

シニアの皆様が地域において地域活動やボランティアなどに主体的に取り組み、住みなれた地域で生き生きと暮らすことができるまちをイメージしているという点に関して、年金の支給年齢が60歳から65歳に伸び、定年も一般的な企業で60歳定年制が見直され、65歳、場合によっては70歳定年制が検討される所も出てきている現状、また50代の方々は当然現役世代ということになるかと思いますが、60歳、65歳であっても自身の生活のために仕事をしていかなければならない生活環境を鑑みた場合に、どのような社会状況であるという認識を持ち、市がイメージする姿とどういった乖離があるというふうに感じているのでしょうか。

○福祉部副参事(原 里美君) 年金の支給開始の年齢が引き上げられ、60歳を過ぎても経済的に仕事を続けざるを得ない方、仕事を続けることで自由な時間がなかなかとれないという方もいらっしゃることは認識しております。個人の事情により変わるとは思われますが、特に男性は仕事を引退された後などは社会的なつながりが少なくなり、閉じこもりなどになってしまう可能性が高まると言われております。仕事を続けながらも、ぜひ地域活動などにも徐々に参加していただき、仕事以外の生きがいがいづくりにつなげていただきたいと思います。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) シニアの活躍に関しては、先ほど地域活動やボランティアなどに主体的に参加しといった御答弁がありました。

シニアの方々がボランティア等の社会活動、地域活動に主体的に参加してもらうためにはどのような条件あるいは環境の整備が必要であるとお考えでしょうか。さきの前の質問とかぶる部分もあるかと思いますが、再度よろしくお願いたします。

○福祉部副参事(原 里美君) シニア世代の方々が積極的に主体的にボランティア活動や地域活動に参加していただくためには、お住まいの地域などにどのような活動があるのかを知っていただくことや、新しく活動を始める際などの活動支援などが必要であると考えております。

以上でございます。

○9番(根岸聡彦君) ボランティア活動、地域活動にはいろいろなものがあると思いますが、シニア世代の

方々のボランティア活動への参加状況というのはどういうふうになっているのでしょうか。把握している範囲で結構ですでお答えいただきたいと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 高齢介護課で把握している地域活動としましては、介護予防リーダーが主として活動しているサロンが38カ所ございまして、平成30年度末現在で618人の方が参加されております。東大和元気ゆうゆう体操の自主グループは市内に17カ所ございまして、令和元年5月末現在で456人の方が参加されております。

そのほか、平成30年度から各地域に設置を進めております第2層協議体につきましては市内3つの地域に設置したところでございます。現在シニアの方々を初めとした31人の構成員の方々が活動されております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 各種ボランティアを初めとする地域活動、社会活動をまず知っていただくことは非常に重要なことであると思いますが、市としては、シニアの方を初めさまざまな市民に知ってもらうための施策としてどのようなことを行っているのでしょうか。また、今後どのように発展させていくことが必要であると感じているのでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 地域で活動されているグループやサロンにつきましては、市の各部署で把握しているもの、社会福祉協議会で把握しているものなどがございます。

今年度から生活支援体制整備事業として、地域でやりがいを持って活躍できる場をつくり出すためにさまざまな地域での取り組みや情報などを伝える広報紙「てとてとて」という広報紙なんですが、そちらを発行を始めました。9月発行予定の第2号には、市内で高齢者中心に活動しているグループの一覧を折り込む予定でございます。

今後につきましても、引き続き地域活動の情報提供や活動の支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ボランティア活動や地域活動はそういったものがあると知ってもらうだけで人が集まってくるわけではないと思います。シニア世代が活躍をしてもらうためには、該当される方々が参加したい、あるいはやってみようと思えるような活動でなければなかなか人は集まってこないと思うのですが、ボランティア活動や地域活動を魅力があるものと感じてもらうための施策として市はどのようなことを行ってきたのでしょうか。また、今後シニアが活躍できるまちをつくっていくためにどのようなことをしていく必要があるとお考えでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 市内には趣味やスポーツなど健康や生きがいに関するサークルや団体が数多くありますが、シニア世代の方にはその知識と経験を生かしていただいて、地域課題を解決する活動にも参加していただければと考えております。

そこで、市ではみずからの地域のさまざまな課題を話し合う第2層協議体の設置に向けて、地域の支え合いの大切さを学ぶ、支え合いを考える会を各地で開催し、地域の有志の方の掘り起こしをしてみました。そこから現在3カ所の第2層協議体に発展しております。この第2層協議体を市内全地域に設置し、それぞれの地域でそれぞれの役割を持って活動していくシニアの方がふえていくことを期待しております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 御答弁の中に市内各地域での第2層協議体の設置とありました。市内にさまざまある課題の中で、第1層協議体は全市的な課題を検討する場、第2層協議体は地域の課題を検討する場というふうに

理解をしておりますが、シニアの方々に第2層協議体のメンバーに入っていただくことを想定してののではないかとこのように考えるのですが、そこで協議される内容としてはどのようなものがあるのでしょうか。

また、参加メンバーの対象者は自治会役員、民生・児童委員、NPO法人、社会福祉協議会等といったところになるのではないかとこのように思うのですが、シニアの方々にどのような形で参加をし、どのようなことを求めているのかとこのように思っています。

○福祉部副参事（原 里美君） 第2層協議体とは、地域課題に関心の高い市民の方々の話し合いの場でございます。地域課題の発見やその解決のための地域資源の開拓など、各種の議論を通して市民による生活支援体制の構築を図ろうとするものでございます。

第2層協議体の構成員は年齢要件はございませんが、シニア世代の方々が中心になると思うのですが、その知識と経験を生かせる場だと考えておりますので、積極的に参加していただきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 今回市長が目指すとしたまちづくりに関しまして、日本一子育てしやすいまちとシニアが活躍できるまちが並列で表記をされております。日本一子育てしやすいまちとシニアが活躍できるまちにはどのような関連性があるのでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 人口減社会と言われてきておりますけれども、特に子育て支援に関しましてはシニアの方々が参加するなど、経済活動のみならず、地域社会の活性化に関してさまざまな取り組みが必要であると、このように考えております。

日本一子育てしやすいまちだけではなく、シニアが活躍できるまちに関する施策につきましても、このシニアの方々が多く取り組んでいただきまして、そのことによりまして、健康寿命の延伸とともに地域社会の活性化にも役立つものと、このように考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） シニアが活躍をすることで日本一子育てしやすいまちが作り上げられていくということは非常に大きな意味を持つことであるというふうに考えます。

市は、日本一子育てしやすいまちづくりを進めていく上でシニア世代にどのようなことを期待するのでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 全国的に地域の子育て支援に活躍するシニアの方がふえてきているということも聞いてございます。世代間の交流はシニアの生きがいにもつながるといふふうにも考えられます。また、国で構築を目指しております地域共生社会、こちらの社会の中には高齢者の方のほか、障害のある方、子育て家庭などあらゆる市民が役割を持ちまして、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの構築の推進、こういったことの中にシニアの皆様の活躍が大きな力になると、このように考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 核家族化が進み、地域の連携が希薄になっている今日において、世代間交流というものが難しい状況ではないかと思われるのですが、市においてさまざまな世代の方々に対して、シニア世代の方々に子育てに関してはどのようなことをやってもらいたいというふうに考えているのでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） シニアの方々の活躍の場というのは多岐にわたるのではないかなというふうには考えております。

現在におきましても、シニアの方々にボランティアを初めさまざまな活動にかかわっていただいております。

一つの例としましては、シルバー人材センターの会員の方が保育園などに派遣をされているといったような形でかかわりを持っているというふうなことも聞いてございます。

また、今後の一つの例という形にはなるかと思えますけれども、安全で安心して過ごすことができる地域づくりのため、子供たちを含めた地域住民同士の見守り、声かけなどもう既に行っていたところはありませんけれども、こういったところにさらに活躍の場が出てくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 安全で安心した地域づくり、非常に重要なことだと思いますが、そういったことができるようになるためにどのような環境整備が必要で、市はどのようなことをしていく必要があるとお考えでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 国におきましては、支え手側、受け手側というふうに分かれるのではなく、あらゆる住民がそれぞれの役割、持つる現在の力というものも含めましてですけども、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働いたしまして助け合いながら暮らすことのできるまち、地域共生社会の構築を進めております。この考えは、先ほども少し申し上げましたが、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援が緊密に連携いたしまして支え合い社会の実現を目指す、こういったことの考え方になっていくのかなというふうに思っております。

そういったところにおきましては、このシニア世代による子育て支援なども大きな追い風になるのかなというふうには考えております。

市といたしましても、国の動向を注視しながら、当市の状況の把握などを行うとともに、世代間交流を初め支え合いが浸透するような啓発、また情報提供、活躍の場などの創設にも努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） シニアが活躍できるまちとして、先ほどからボランティアに関しての質問を幾つかさせていただきます。

現在市内にはさまざまな活動を行っている団体があります。ボランティアであるかどうかは別に、各団体の中においてシニア世代の活躍が非常に顕著なものもあると認識しております。それらの団体は、市役所の各部署と非常に深いかかわりを持っているものと思っております。

今までの質問に関しては、シニアの活躍について福祉部が代表して御答弁をさせていただいておりましたが、全庁的にいろんなかかわりがあるのではないかと考える次第でございます。例えば総務部の所管では防犯協会、市民部の所管では各種イベントに関する実行委員会や自治会、観光ボランティア、都市建設部では先ほど同僚議員からも質問が出ました交通安全協会、福祉部は介護予防リーダーや元気ゆうゆう体操普及推進員、子育て支援部では青少年放課後子ども教室、環境部は狭山緑地雑木林の会や緑のボランティア、学校教育部についてはスクールガード、社会教育部は公民館活動、文化協会、体育協会、おとなの社会科、ヒガシヤマト未来大学と思いつくだけでもかなりの数に上ります。

これらの団体に関して、シニアが活躍できるまちという観点からシニアというものをどのように位置づけているのか、各部署がシニアに期待することはどのようなことなのか、そして活躍による効果をどのように捉まえているのか、もしほかにも深いかかわりを持っている団体があれば、それらも含めてそれぞれの部ごとにお考えをお聞かせいただければと思います。

なお、順番につきましては、差し支えなければ、私が今申し上げた総務部、市民部、都市建設部、福祉部、子育て支援部、環境部、学校教育部、社会教育部の順でお願いをできればと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 総務部の所管におきましては、御紹介がありました防犯協会や自主防災組織などの活動におきましてシニアの皆様が中心的な役割を果たしている、そういう事例が多く見受けられます。シニアの皆様の積極的な御活躍によりまして、防犯、防災の分野において、そういう分野におきましても大きなお力添えをいただいていることに感謝しているところでございます。

引き続き、地域でシニアの皆様が中心となって安全・安心に貢献する諸活動、そういうものが継続できるように行政としても支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 市民部がかかわりを持つ団体の中でシニアが活躍している団体につきましては幾つかございますが、その中で特徴的な団体といたしましては、産業振興課とかかわりのあります東大和観光ガイドの会や、地域振興課とのかかわりでは市内に3団体ございます日本語ボランティアなどがございます。どちらも60代から70代の方々が中心となって活躍されている任意の団体でございまして、日ごろより市が実施する事業等に大にかかわっていただいております。

各団体に期待していることについてでございますが、東大和観光ガイドの会につきましては、市の歴史、文化、自然、景勝地、グルメ、特産品等の観光資源を案内して下さることで観光客への利便性を高め、市の知名度の拡大及び好感度の向上を図る東大和のサポーターとして期待をしております。また、当市の歴史の伝承者としても期待をしているところであります。

日本語ボランティアにつきましては、平成30年12月に出入国管理及び難民認定法の改正があり、今後外国人材の受け入れ拡大が進み在住外国人の増加が見込まれること、また令和元年6月には外国人に対する日本語教育推進法が成立したことから、今後ますます活躍する場がふえることが見込まれます。日本語の理解が不十分でありコミュニケーションが困難である外国人の方に対しまして、地域における支援の向上の担い手となることを期待してございます。

そして、その活躍の効果についてであります。多くの方との交流を図ることで、団体に加入されている皆様がやりがいを深め活動が活発するとともに、日々の生活で充実感を感じていただけることであると考えてございます。

以上です。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 都市建設部で所管いたします中では、先ほど議員のほうからお話のございました東大和地区交通安全協会が考えられると思っております。東大和地区交通安全協会につきましては、先ほども御答弁させていただいておりますが、会員の減少、高齢化が課題となっている中、その活動はボランティア活動であり、シニアの方が活躍する場の一つとして選択肢に入るものと考えております。

交通安全協会の活動は平日での活動が多いため、現役世代の方々の活動は難しいと考えております。このため、現役を引退したシニアの方々が交通安全協会の支部員として地域の交通安全に携わっていただくことで市の交通安全対策の一役を担っていただくことができること、またさらにシニアの方々自身の交通安全意識の向上についても期待ができると考えております。

以上です。

○福祉部長（田口茂夫君） 福祉部におきましては、先ほど議員からもお話がございました介護予防リーダーの

介護予防活動、また東大和元気ゆうゆう体操普及推進員によります体操の普及、また先ほどもお話がありました第2層協議体での活動におきましてもそれぞれのリーダーといたしまして位置づけまして、各地域で活動していただいております。また、民生委員、児童委員、さらには保護司などとしてもシニアの方々には御活躍をいただいております。これらの活動によりまして、介護予防や健康寿命の延伸とともに、地域活動の活性化や安全・安心な暮らしにつながるものであると考えております。

引き続きまして、このシニアの皆様方におかれましては御活躍をいただきまして、地域社会に貢献いただくことを御期待申し上げます。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 子育て支援部におきましては、先ほど議員から御紹介いただきました青少対、500人を超える組織となっております各小学校区での青少年対策地区委員会、そのほかには放課後子ども教室のコーディネーターやボランティアなどのスタッフの皆様、それから冒険あそびにおけますボランティアの皆様などが挙げられます。

いずれも大勢のシニアの世代の方々にこれらの活動の中核的な役割を担っていただいております、地域の子ども・子育て支援とか青少年の健全育成などにおけます継続的・安定的な活動に大きく寄与していただいているものと考えております。

以上でございます。

○環境部長（松本幹男君） 環境部のほうでございますが、先ほど議員の御紹介のありましたボランティアのほかに、ごみ対策課のほうで廃棄物減量等推進員、こちらのボランティアさんも活動をお願いしてるところでございます。

いずれにしても、環境部の事業につきましては、かなり広く多くの市民の方たちの協力をいただかなければならない事業が多いというところがございます。したがって、きれいなまちをみんなの手でつくっていくというところから見ましても、やはり一人でも多くのボランティアの方に市としては活動に従事していただきたいというふうに思っております、そのためには定年を迎えたようなシニア世代の方、こういった方たちの、先ほど来の質疑の中で長年の知識やノウハウというものを伝授いただくというのもそうなのですが、特にうちの部に関してはそこに加えて人脈というところも入れていくことで、一つのそういう団体、事業が末永く円滑に回っていくような形にしたいと思っております。

最終的な効果でございますが、ボランティアさんの多くの参加によります柔軟な維持管理体制の構築が図れること、またそれがひいては東大和市のまちへの愛着、そういったところの醸成につながっていけばというふうに考えております。

以上です。

○学校教育部長（田村美砂君） 学校教育部では、議員より御紹介いただきましたスクールガードや教育ボランティアなどがございます。児童の登下校の見守りや各学校での教育活動の手助けなど、児童・生徒の学校での活動の支えとなっていただいていると認識をしております。

また、核家族の御家庭が多い現状におきまして、児童・生徒が保護者や友達といった年代とはまた異なる世代のシニアの方たちとかかわれることは成長の過程にとってもよい経験になっているものと捉えております。

今後の地域の皆様の支えを学校としても期待をしているところでございます。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 社会教育部においてでございますが、議員からもお話がありましたとおり、文化協会や体育協会、またそのほか文化財ボランティアの皆さんも入るかなと思いますけども、たくさんシニアの方々が公民館や体育施設、博物館などの施設で活動をされています。また、事業等にも御協力をいただいておりますことから、シニアの皆様の役割というのは非常に大きいものと認識をしております。

今後シニア世代の方々がふえていくことが予測される社会におきましては、これらのシニアの方々の経験や知識を生かせる場所や仕組みを意識的に創出していくことも大事なことであるかなと考えております。

シニア世代の皆様力を活用させていただきながら各施設で事業を展開するという事は、シニア同士のコミュニケーションはもとより、何よりも地域力の底上げとまちのにぎわいに大きく寄与する効果があると認識をしております。

今後もシニア世代の皆様がより一層充実した活動を送られ、日々楽しく生き生きと過ごされることを期待しております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

ただいま御答弁いただきました部署の中には企画財政部が入っておりませんでした。既存の団体で企画財政部と深いかかわりを持っている団体というものが正直申し上げまして私の中で思いつかなかったということもあるのですが、そこで、企画財政部に関しましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成、市制50周年記念行事等に関してシニアのパワーをどのように生かし、どのような成果を求めていきたいとお考えなのかを伺いたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、人口減少の抑制のための一つの考えとして、健康寿命の延伸という取り組みを位置づけております。

シニアの皆様がそれぞれ今各部で申しあげましたような各団体の活動を通じまして、生き生きと元気に暮らしていただくことで総合戦略の施策の推進につながっていくものと考えております。

また、東京2020大会の機運醸成や市制50周年記念事業におきましては、シニアの世代の皆様を初め幅広い世代の皆様にも御協力いただきたいと考えているところであります。

一つの例として、市制50周年記念事業では、連携事業として各団体の活動に市制50周年記念に関する冠をつけて市と一緒に50周年を祝っていただく事業などを予定しております。シニアの皆様が中心となる団体にも積極的にこの事業に御協力いただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

シニアが活躍できるまちをつくるということは、シニア世代に活躍の場を提供するといった簡単なものではなく、さらにその先を見据えたものがあると思われませんが、シニア世代が活躍することによって市はどのような恩恵にあずかることを期待しているのでしょうか。シニアが活躍することによる市政に対して期待できる効果としてどのようなものがあるのか教えていただければと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） シニアの皆様御活躍によりまして、当然シニアの皆様個人個人の健康、またそういったものとともに、介護予防ですとか健康寿命の延伸が図られるというふうなところとともに、地域社会の活性化などにもつながるものと、このように考えております。

また、副次的な効果というふうなことになりますと、医療費ですとか介護給付費などの社会保障費の削減を

もたらすとともに、それにかかわる市民御自身の負担軽減、さらには安定した行政運営に寄与するものと、このように考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） シニアが活躍できるまちというのは、高齢者を含めた市民の方々が元気で住みなれたまちの生活を謳歌し、その結果としてまち全体に活気があふれ、笑顔が広がり、犯罪の発生も少なく、安全・安心のまちがつくられていくことにつながるものと考え次第であります。

最後に、ぜひ日本一子育てしやすいまちにも関連して、シニアが活躍できるまちに対する理事者の御所見を伺えたらと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと私ども市のほうのやっているシニアに関する事業等、ボランティア等含めてお話をさせていただいたわけでもありますけども、前回までは、御質問者が言った日本一子育てしやすいまちということをメインにして事業展開をしてきたわけですけども、今回3期目に当たりましては、あわせてシニアの活躍できるまちというのも同列で並べて今回3期目を進めようということなわけでもありますけれども、子育てだけではなくということは、まず私ども、私自身が考えてる東大和のその将来像ということで、人と自然が調和した生活文化都市ということを目指しているわけですけども、人と人、人と自然が調和したまちってというのはどういうまちなのかっていうところを考えてみたところ、やはり子育て世帯、今30、40代ということだけではやはり違うんじゃないかということで、そしてこれから先、人口は減少していきますけども、人口のふえる世代という方々に対して市はどうすべきなのかっていうこと、それをあえてシニアという言葉にさせていただいたというのは、高齢者とかいろいろな言い方がありますが、高齢者というよりはシニアと言ったほうが幅広く活躍している方々を含めて捉えることができるんじゃないかなというふうに考えて、そのようなシニアという言葉を使ったわけですけども、人と人ということで、まちの中で人と人の触れ合いとか、そういうふうなものをより一層大切にしていこうと、そういう中から次の東大和を担っていく、そういう方々を育てていければというふうな思いもございます。そして、人と自然が調和したまちということですから、自然につきましてもこれからはしっかりと力を入れていこうというふうに思っています。

これからも東大和の目指すところは人と自然が調和した生活文化都市ということになってございますけども、将来を考えると、やはり今現在これから先のことを考えると、やはりその人ということ、それから自然というものの大切さというのがいかに重要になってくるのかなというふうに思っています。

ですから、東大和のよさっていうのは人、それと自然ということでもありますので、そういった意味では人と自然をうまく絡み合わせながら、自然の分野についてもしっかりと東大和のよさをより一層ふやしていきたいと思っておりますし、また人と人のつながりにつきましても、今まで以上にもっともっと若い人からシニアの方までお互いに関係を持てるような、交際、交流が持てるような、そんなふうなものを作っていけばいいかなと思っております。

それからあと、特にそういうふうに思うのは、シニアの方々が大勢おいでになるわけですけども、先ほど各部からいろんな団体の御活躍もありましたけど、あの中に出てこない団体も幾つもある、積極的に市内で活動してる団体も幾つもあるということなわけですね。そういう方々ひっくるめて、いろんなところでそういう方の交流等を深めながら、東大和の目指す人と自然の調和した生活文化都市、これからも目指していければと、そんなまちがこれからの求められるまちではないかなと、そんなふうにして、子育てとシニアの活躍できるまちを横に並べて今回は3期目はやっていこうということで公約に並べたわけでもあります。これからもそれを

目指して一生懸命やっていきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 市長ありがとうございました。非常に熱い思いを語っていただいたと思います。今回質問させていただきましたシニアが活躍できるまちというのは、日本一子育てしやすいまちをつくっていく上でも非常に大きな意味があると思います。

日本一子育てしやすい環境を整えていくためには、子育て世代のみならず、子育てが終わった世代の方々も元気で生き生きと生活でき、世代間交流が育まれる中で過去に培った子育ての知識や知恵が次世代へと引き継がれ、それがひいては持続可能で活力ある地域コミュニティの形成へとつながっていくものと確信しております。

シニア世代の活躍と一口に言いますが、その定義は広範に及び、一言で表現することは難しいものではありますが、東大和市がよりよい方向へと向かうためにも、シニア世代が活躍できる場を提供しながら、多くのシニアの方々が参加したい、やってみようと思えるような環境を整備し、周知に努めていただくことを期待して私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（中間建二君） 次に、2番、大后治雄議員を指名いたします。

[2番 大后治雄君 登壇]

○2番（大后治雄君） ただいま議長に御指名を受けました議席番号2番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

さて、まず1、事務処理とシステムについて。

①A I 導入についてであります。

アとして、A I とは何か。

次に、イとして、国や都など関係各機関からの指導・要請は。

ウとして、他自治体の対応と事例は。

エとして、現在の市の対応は。

そして、オとして、課題と今後の展開につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[2番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、A I についてであります。A I は人工知能のことで、言語や画像の認識やさまざまなデータをもとにコンピューターが人間のかわりに過去の事例から分析し、結果を導き出す機能を持つ技術であると認識しております。

次に、国や都など関係各機関からの指導や要請についてであります。現在のところ直接の指導や要請はない状況であります。

次に、他の自治体の対応と事例についてであります。東京都内の事例としましては、あきる野市や港区に

においてA Iの音声認識機能を用いて議事録を作成しております。全国各地の導入済み自治体においても、翻訳や各種問い合わせへの自動応答機能を用いた対応などの分野でA Iを導入していると聞いております。

次に、市の対応についてであります。現在のところA Iの活用は行っておらず、第四次東大和市情報化推進計画におきましても導入の具体的計画はありません。先行自治体の事例等の情報収集を行っているところであります。

次に、課題と今後の展開についてであります。課題としましては、多額の費用を要する可能性があること、システムのエラーや誤処理の懸念があること、事例によっては個人情報保護への配慮が必要なことなどが挙げられると認識しております。

今後の展開につきましては、A Iの導入により行政が本来対応すべき課題に時間を使うことができるなどのメリットが考えられますので、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1、事務処理とシステムについてより、①A I導入についてのうち、アのA Iとは何かであります。

S Fの世界におきましては、古くは映画の2001年宇宙の旅に登場するHAL 9000であるとか、ブレードランナーのレプリカント、またターミネーターシリーズではスカイネット、さまざまそういったA Iが登場しております。ある意味おなじみの存在なのかもしれないと思います。余りいいイメージで捉えられてるようなものではないんですけども、翻りまして、現実世界におきましては、ここ数年、A Iの導入が民間企業を中心として進みつつあるように感じます。

一方、国や地方自治体でも、先駆的などころに関しましては既に導入されていると各種メディアで報道されております。

そこで、このA Iにつきまして、当市ではこれまで、そしてこれからどう対処していかれるのかを少々伺ってみたいと思います。

ではまず、そもそもA Iとは何なのか、当市の認識から教えていただきたいと思います。

○情報管理課長(山田茂人君) A Iとは、英語のArtificial Intelligenceの略語でございます。直訳すると人工の知能でございます。A Iの定義につきましてはさまざまな学者が多種多様な解釈をしておりますが、当市の第四次東大和市情報化推進計画におきましては、A Iは人工知能のことで、言語や画像の認識やさまざまなデータをもとにコンピューターが人間のかわりに過去の事例から分析し、結果を導き出す機能を持つ技術であるとの認識でございます。

行政分野における活用の場面といたしましては、主に問い合わせ対応や翻訳、予測や予防などが想定されるところでございます。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

行政分野における認識としてはそうしたところだろうと思います。一般的にはA Iとは、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間にかわってコンピューターに行わせる技術、またはコンピューターによる知的な情報処理システムの設計や実現に関する研究分野ともされているものであります。

では次に、地方自治体の事務処理におけるA I導入の目的は何だとお考えでしょうか。

○情報管理課長（山田茂人君） 今後人口減少とともに想定されます2040年ごろの全国的な地方公務員数の減少に備えまして、国のIT推進策におきまして、行政の効率化に資する業務の自動化や省力化を急務といたしまして、住民サービスの持続的かつ安定的な供給を目的として国が導入を推奨しているものと考えられます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

それでは、AI導入のメリットとデメリットを教えてください。

○情報管理課長（山田茂人君） メリットといたしましては、AIは人間と違いまして疲れないために長時間労働が可能であるということで、あとヒューマンエラーが発生しないということでございます。そしてAIはいわゆるディープラーニングと言われる深層学習の機能がございまして能力が進化するということ、そしてAIの導入によりまして行政が本来対応すべき課題に職員が注力できるようになる可能性があることなどが挙げられると思います。

また、デメリットといたしましては、費用対効果の明確化が困難であるということ、そしてシステムエラーや誤処理の懸念があること、そして活用事例によりましては個人情報保護への配慮が必要になるということなどが挙げられます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

さまざまメリットとデメリットがあるというものでありますけれども、それでは、AI導入に際しまして必要なもの、ハードやソフトなどはどういったものなのでしょうか。

○情報管理課長（山田茂人君） 一つの事例を例にとりまして御説明申し上げます。

議事録の作成にAIの音声認識機能を活用している近隣市におきましては、導入に際しましては、システムの購入と保管に経費を要しているとのことであります。このシステムに関しましては、イメージとしてはパソコンのソフトのようなイメージでございまして、業者の施設のサーバー内で管理するというようなことはないとのことです。本来はこのシステムをインターネットにつながる環境下に置いて機能を進化させるということも可能ではございますが、会議録の内容によっては非公表の内容のものもございまして、情報漏えいの防止などのセキュリティに配慮いたしまして、インターネット環境とは分離して管理しているということでございます。進化させる方法といたしましては、バージョンアップしたシステムを購入するという形で行う予定だということでございます。

一方、議事録作成にAIを活用している別の自治体においては、実証実験の際に秘密保持契約を業者と結んで情報管理をした上で業者のクラウドサーバーを活用していると、このような事例もございまして。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

必要とする機能に対して、さまざまいろいろな必要なものが変わってくるというような認識でよろしいかと思っております。

では、この市民生活への影響というのをどう捉えていらっしゃいますでしょうか。

○情報管理課長（山田茂人君） 業務の効率化等で市民生活の課題解決に資する面がある一方で、業務の中で活用事例によっては個人情報保護への配慮が必要な面も存在いたしますし、今後AIによる人間の業務代行が進んでいくと、場合によっては雇用や職業選択にも影響するという可能性があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

では次に、イの国や都など関係各機関からの指導要請はにまいます。

国や東京都の本件に対する考え方、認識の詳細を教えてください。

○情報管理課長(山田茂人君) 政府は、未来投資会議2018におきまして、2020年の末までにAIやRPAなどを全国300地域で導入するという目標を掲げております。その後、総務省が公表しました、これは平成30年2月7日に開催した自治体戦略2040構想研究会、これの第二次報告におきましては、住民サービスの持続的・安定的な提供のために、AIやRPAで処理できる事業、事務作業は全てAIやRPAに任せ、職員は職員でなければならない業務に特化するスマート自治体への転換が提唱されております。

また、東京都の動向につきましては、東京都のICT戦略という冊子の中に業務の効率化という項目がございます、その中のキーワードをAIといたしまして、問い合わせの自動応答や自動翻訳、これにAI機能を活用した対応を検討していくと記載されております。そして、東京都庁内の部署によりましては既に導入事例もあると聞き及んでおります。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) では、このAIの導入に際しまして、国や東京都から何らかの財政措置というのはあるのでしょうか。

○情報管理課長(山田茂人君) AIに関しましては、国からの財政的支援を受けるためには2団体以上の地方自治体が業者とグループを組んで実証実験を申請いたしまして、そして採択された場合には、国からの財政的な支援は地方自治体に対してではなく、パートナーの業者に対して、元来ある設備が不足である場合につきましては5,000万円上限で財政的な措置があるというふう聞いております。

一方、ソフトウェアロボットによる業務工程を自動化するという技術であるRPAに関しましては、国からは地方公共団体に対しRPAの新規の導入事業に対しましては採択された場合には補助金がつきます。

また、この新規事業の後発の事業、他の自治体の後発事業、いわゆる横展開事業、還元いたしますと、同じ種類のRPA事業を導入した場合は、採択された場合は特別交付税措置という財政措置がございます。

以上です。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

昨日も補正予算の質疑に際しまして、ITCに関してAIとこのRPAについて触れられたわけでありませけれども、ここでそのRPAとは何か、具体的に御説明いただければと思います。

○情報管理課長(山田茂人君) RPAとはRobotic Process Automationという英語の略語でございます、ソフトウェアロボットが画面上のアプリケーションやシステム画面を識別して人間が操作することと同じように、ルールに基づいて業務工程を自動的に再現して業務を効率化するための技術でございます。行政分野におけるRPAの活用場面としましては、例えば帳票出力とか伝票作成、通知の発送業務とかデータ管理などの定型事務が挙げられます。

現在地方自治体におきましては、国の動向の影響もございませますが、AIのみならずRPAの研究に注力する自治体がふえていると、このような状況でございます。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) それでは、AIとRPAの違いを伺わせてください。

○情報管理課長（山田茂人君） 違いでございますが、AIが大量のデータをもとにいわゆるシナリオと称する判断・処理基準、これを学習して判断を行う技術であるのに対しまして、RPAはあらかじめ人間が作成したシナリオに沿って作業を行うための技術であると認識しております。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時49分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

先ほどはAIとRPAの違いを伺いましたけども、次にAIとRPAの共通点というのは何でしょうか。

○情報管理課長（山田茂人君） 共通点といたしましては、人間が従来行ってきた技術を機械が行うという点においては共通しております。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） それでは、このAIとこのRPAを組み合わせた事例というのはありますでしょうか。

○情報管理課長（山田茂人君） AIとRPAを組み合わせて活用することにより、判断と作業を含んだ一連の業務を自動化するという港区の事例がございます。港区におきましては、手書きの申請書をAI-OCR、このOCRというのはOptical Character Recognition、あるいはOptical Character Readerの略語でございます。和訳いたしますと光学的文字認識と和訳できまして、この「こうがく」の「こう」という字は光という字でございます。この光学的文字認識、AIを組み込んだ光学的な文字認識の機能を持つ複合機を活用して業務の効率化を図っております。

具体的に説明いたしますと、まず住民の方が書いた手書きの文字の申請書をAI-OCRを使いまして書類をスキャンした上で、活字に変換する際にAIの判断力を活用しまして文字の認識の変換精度を高めております。さらに活字に変換した後にRPAがデータをシステムに自動入力する作業を行うことによりまして業務の効率化を図っております。

多摩地区におきましては、ことしの6月から7月にかけて三鷹市の保育園等の入園受付業務におきましてこのAI-OCRの実証実験を行ったと聞き及んでおります。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

AIとRPAと、それぞれの得意な分野を組み合わせているというようなところなんだろうというふうに思います。

では、この国や東京都からの財政面以外での対応というのは何らかあるのでしょうか。

○情報管理課長（山田茂人君） 財政面以外での対応の情報につきましては、一般財団法人地方自治研究機構というところが主催した自治体AI実務講習会が2018年10月12日に開催されたという情報は得ております。しかしながら、国や東京都から講師の派遣とか問い合わせ対応とか、コンピューター対応等の情報は現在ない状況でございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） 余り望み薄というようなどころなんだろうというふうに思います。

では次に、ウの他自治体の対応と事例はにまいます。

本件に対します他自治体の対応と事例の詳細を、先ほどもいろいろ伺いましたけども、具体例を挙げて改めて教えていただければと思います。

○情報管理課長（山田茂人君） 本件に対する他自治体の対応につきましては、既に導入済みの自治体と実証実験を行っている自治体、さらには検討中の自治体があるという状況でございます。

A Iの導入事例に関しましては、現在のところ全国各自治体の事例におきましては、大まかに11程度に分類できるところでございます。その内容といたしましては、音声認識、要約、自動翻訳、チャットボット、インタビューボット、ドローンによる機体制御、データ解析、最適解表示、マッチング、画像分析、A I-OCRなどに分類されるところでございます。

このうちチャットボットというのは、チャットするロボットというような意味合いの合成語でございますが、住民の方の問い合わせに自動で応答するという内容でございます。インタビューボットにつきましては、住民の方と対話形式でアンケートを実施するといった内容でございます。一方、最適解表示の具体例につきましては、申請内容の審査や判断に必要な情報提示の内容の事例がございます。また、マッチングの具体例につきましては、保育園入所の自動割り振りなどの事例がございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

それでは、他自治体の将来の計画を御存じであれば教えていただければと思います。

○情報管理課長（山田茂人君） 多摩地区26市におけますA Iに関する情報で申しますと、現在実証実験を行っている自治体は4市でございまして、日野市と西東京市におきましては保育所入所選考におきましてA Iを用いた入所選考の実証実験を行っているとのことでございます。また、国分寺市と小金井市におきましては、総合案内サービスにおきまして、住民からの問い合わせに対して先ほど申しましたチャット形式でA Iが応答するチャットボットのサービスの実証実験を現在行っているところでございます。また、青梅市におきましては、ホームページ上でのA Iチャットボットという自動応答の対応を8月下旬にごみの分別の内容について導入いたしまして、現在ホームページでの検索や活用が可能となっております。

さらに、直近の情報では、町田市におきまして来年の1月からA Iを活用した下水道の高度処理技術の実証実験を開始予定でございまして、コスト削減と職員の負担軽減を想定しているとのことでございます。

以上でございます。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

伺った内容はいろいろあるんですけども、現在のその具体例や将来計画の中で当市にとりまして参考となる事例とか、また興味深い事例等がありますでしょうか。

○情報管理課長（山田茂人君） まず参考になる事例、実用性という事例におきましては、例えば徳島県の事例でございまして、会議等の音声データをテキストデータに変換することで職員の議事録作成に係る負担を軽減するとともに速やかな情報発信を可能とし、また公開されたテキストデータを閲覧者が指定する分量に自動で要約して住民がより受け取りやすいような情報発信を可能とするような事例が一つございます。また、港区の事例におきましては、行政サービス等に関する情報につきまして外国人からの問い合わせに自動応答するというフェイスブックメッセージという事例が挙げられます。

さらに興味深いという事例といたしましては、渋谷区の事例でございますけれども、渋谷区の基本構想周知のためにつくられました架空のA I 区民、これ渋谷みらい君という小学校2年生の架空の区民と会話を楽しみながら住民等に基本構想に触れてもらう、そういった事例とか、大阪市や泉大津市の事例では、戸籍業務に関しまして対応の難しい案件や経験の浅い職員が対応する際には、判断の必要な情報を提示して職員を支援、補助するという事例がございます。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

いろいろ興味深いような内容があると思います。先ほど伺ったOCRですよね、そういったようなものが一番得意なのが、A I が得意な分野なのかなというふうに思いますので、そういったようなものの導入がこれからどんどんふえていくのではないのかというふうにも思います。

では次に、エの現在の市の対応はにまいます。

国や東京都の計画と当市の対応の整合性というのは現状どうなっておりますでしょうか。

○情報管理課長(山田茂人君) 現状におきましては、第四次東大和市情報化推進計画の情報技術の動向にA I に関する記述が掲載されておりまして、具体的な活用場面まで言及していることから方向性としての整合性がとれているというふうに認識しております。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

方向性としての整合性はとれてるということでありますが、では当市の現在の取り組みというのは具体的にどうなっておりますでしょうか。

○情報管理課長(山田茂人君) 現在の取り組みに関しましては、他自治体の情報収集を行っているという段階でございます。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) 特に今現在は進んでいるというところではないというような理解でよろしいかと思いますが、では当市独自の計画というのはあるのでしょうか。

○情報管理課長(山田茂人君) 当市の独自の計画ということでございますが、A I に特化した当市独自の計画というところは現在のところございません。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

先ほどRPAの事例でしたっけね、財政面の話に関しまして幾つかの自治体と、2つ以上の自治体と共同で行うような事業に関して財政面での支援があるというようなお話を伺いましたけれども、例えば当市が他自治体と共同で導入するというようなお考えはあるのでしょうか。

○総務部長(阿部晴彦君) 現在のところは、A I の導入に関しまして具体的な考えや計画がございません。そのような中でございますので、他の自治体と共同で導入という考えもあわせ持ってはおりません。

ただし、今後も、現在把握できている国の事業としましては、実証実験を行うためには複数の自治体とまた事業者等、コンソーシアムというそうですが、グループを組むことが一つの条件となっているということでございますので、他の自治体と組むことが市にとってメリットがあることなのか、またグループを組む自治体があるか、単独で導入する場合と比べて市にとってメリット等の比較、そういうこともきちんと分析をした上で

調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

スケールメリットを考えれば、一つの自治体だけで導入するよりは、2つ以上の自治体で導入したほうがそれぞれの分担する金額が安くなるというのは容易に考えられるところではありますけれども、ではA I導入に対する財政計画というのは具体的にどうなるのでしょうか。

○情報管理課長(山田茂人君) A I導入に関しましては意思決定がなされておられませんので、現在のところ未定でございますが、国や都の補助金や交付税措置を含めまして、活用をできる特定財源があれば積極的に活用について研究してまいりたいと思ひまして、他自治体のA I導入の財政計画の情報収集に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

なかなかA Iに関しては、他自治体が徐々に徐々に導入はしているものの、なかなかとつきにくい分野でもあろうかと思ひますので、財政計画云々って伺いましたけれども、そこまではなかなか至らないというようなことなんだろうと思ひます。

では次に、オの課題と今後の対応はにまいります。

本件の課題をどう捉えて、どう対処していこうとお考えでありますでしょうか。

○総務部長(阿部晴彦君) A I導入に関しましての課題としましては、既に導入済みの事例などを見ますと、やはり多額の費用を要する場合がございます。また、システムのエラーですとか個人情報の保護の面で慎重な配慮が必要なことも当然でございます。そのような課題についてどのようにきちんとした対処が解決がしていくのかということを導入先行自治体の事例などもよく伺った上で情報収集をして、市の実態に合った対応というものも研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

A Iも含めて、含めてというか、A Iを主体として、R P Aなんかもありますから、そういったものに関しても御研究をされていくんだろうと思ひますけれども、ありがとうございます。

では、最後に改めまして、市長の御所見を伺いたいと思ひます。

○市長(尾崎保夫君) いろいろとお話を聞かせていただきました。多様化する市民ニーズに対応していくためには、やはりA I、それからR P Aの活用等について、市政運営の効率化の向上を図るということでは重要性は十分認識しているところであります。

A Iにつきましては、他の自治体におきましても実証実験を進めているというところもございます。そういった意味では、その課題等を見きわめつつ、他自治体やあるいは民間企業の動向も踏まえて情報収集に努め、当市に適した市民サービスや事務改善に資するような、そんな研究を進めていければと、そのように考えております。

○2番(大后治雄君) 市長、どうもありがとうございます。

ややもすればブラックボックスとなりかねないこのA Iに関しましては、まだまだ詳細が不明な点が多くて、導入に際しましても細心の注意が必要であるというふうに考えます。

人工知能の危険性につきまして警鐘を鳴らしている著名人もたくさんいるようであります。例えば先ごろ亡くなりました著名な宇宙物理学者であるスティーブン・ホーキング博士は、人工知能の発明は人類史上最大の出来事だった、だが同時に最後の出来事になってしまう可能性もあると述べています。また、電気自動車メーカーのイーロン・マスク氏は、人工知能は悪魔を呼び出すようなものと言い、マイクロソフト創業者のビル・ゲイツ氏は、これは確かに不安を招く問題だ、よくコントロールできればロボットは人間に幸福をもたらせる、しかし、数年後ロボットの知能が十分に発展すれば必ず人間の心配事になると述べています。

なお、現実的に悪意を持って使用されるAIの脅威というものも問題視をされておきまして、例えばロシアと中国は既に実用化をしているとされており、ハッキングの自動化のほか、特定の個人を攻撃したり、成り済ましたり、ボット投稿などにより世論を操る等々の懸念が挙げられております。

しかしながら、将来推計人口が減少の一途をたどるとされている今日に鑑みれば、現実の行政事務におきましては最終的な判断は間違いなく人の手で行い、さらに二重、三重のチェックを怠らないとする線引きを規定いたしまして、市民生活に影響がないようにしっかりとしたお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

また、RPAに関しましては、定められたシナリオに従って定期的に大量のデータ処理を行う点、つまり高度なバッチ処理と言うべきものでAI処理とは異なると理解できますので、これも超少子高齢化社会、人口減少、働き手不足を見据えまして、積極的な導入が望まれるものと思います。

ただし、先ほどもいろいろ費用対効果云々という話がありましたけれども、コストとの見合いというものも十二分に行う必要もあると考えますので、今後も徹底的な研究、検討をお願いしたいと思います。

以上で私の今回の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（中間建二君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、床鍋義博です。通告に従い一般質問をします。

今回私が質問するのは大きい項目で2点、防災についてと災害時対応についてです。

つい先日も東大和市立第三中学校において総合防災訓練が行われました。この総合防災訓練は多くの市民との関連機関の協力によって毎年充実したものとなっております。特に今年度は、日ごろ訓練されている東大和市消防団の規律のとれた放水訓練は見事なものでした。

しかしながら、防災訓練においてこれで十分であるということはありません。いつ災害が起こっても対応できる能力を備えるとともに、防災文化とでもいうべきものが地域に根差してこそ十分な災害対応ができるということだと思います。

そうした観点から、災害が起こる前の防災と実際に災害が起こった場合の市の対応や時系列での動きを確認したく、以下質問をします。

1、防災について。

①平常時での防災活動について。

②防災に関する情報の提供について。

- ③自助、共助、公助の考え方、及びこれらを推進するための施策について。
- ④マンション等集合住宅の防災対策について。
- ⑤防災マンション認定制度について。
- ⑥平常時の食料のローリングストックについて。
- ⑦防災に関する出前講座について。
- ⑧市が実施したDIG（図上訓練）、HUG（避難所運営ゲーム）の効果とその活用について。

大きい項目の2番目として、災害時対応について。

- ①災害に関する情報の提供について。
- ②市職員の招集体制について。
- ③災害時の避難所運営について。
- ④備蓄品について。
- ⑤災害時における個人情報について。
- ⑥救援物資等の取り扱いについて。
- ⑦ペットの避難について。
- ⑧災害時における他の団体との提携について。
- ⑨罹災証明の発行について。

以上、壇上での質問は以上とし、再質問は自席にて行います。よろしくお願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、平常時での防災活動についてであります。総合防災訓練、水防訓練、避難所体験訓練、防災モデル地区事業等の各種訓練の実施、備蓄品等の拡充整備、災害協定の締結、地域の自治会等が主催する防災訓練への支援及び防災講話の実施、市報等による防災情報の周知等に努めているところであります。

次に、防災に関する情報の提供についてであります。市公式ホームページにおきまして各種防災情報を掲載しているほか、防災に備えた食糧備蓄について年3回ほど市報に掲載しております。また、さまざまな防災情報が掲載された防災マップなどを地域の防災訓練や防災講話の際に配布するなどにより周知に努めております。

次に、自助、共助、公助の考え方と、これらを推進するための施策についてであります。行政の行う公助に加え、市民みずからの備えによる自助と地域の市民同士が支え合う共助の取り組みを一体的に推進することが不可欠であると認識しております。各種訓練や防災情報の提供のあり方に工夫を重ねつつ、自助、共助の活性化に結びつくような施策について検討してまいります。

次に、マンション等集合住宅の防災対策についてであります。集合住宅は一般的には耐震性にすぐれている反面、高層階特有の大きな揺れによる家具等の転倒やエレベーター内の閉じ込め、ライフラインの停止など生活に大きな支障を来す可能性があります。集合住宅も自治会や事業所、各種団体とともに共助の単位の一つでありますことから、組織的に応急活動が実施できるよう自主防災組織の結成や防災計画の策定の促進に努めてまいります。

次に、防災マンション認定制度についてであります。災害に強い良質なマンションの整備を誘導するため

に防災対策に積極的に取り組むマンションを自治体として認定するもので、認定により防災資機材の支給や訓練経費の助成等を行う制度であります。平成21年度に大阪市で導入され、以後、仙台、墨田区、中央区などで導入されております。各市の状況を注視し情報収集に努めてまいります。

次に、平常時の食糧のローリングストックについてであります。ふだんから少し多目に食材、加工品を買っておき、使った分だけ買い足すことで常に一定量の食糧を家庭に備蓄しておく方法であります。

市では、市民一人一人が1日に必要とする食糧の例を画像で市公式ホームページに掲載し、日常備蓄の啓発に努めております。令和元年9月1日に実施した総合防災訓練におきましても備蓄食糧の展示を実施したところであります。

次に、防災に関する出前講座についてであります。平成30年度につきましては市内自治会等からの依頼により12団体に対して防災講話を行いました。

内容としましては、地域と家庭でできる災害対策、個人や家庭など市民の立場で備えておくべきこと、避難所に必要な持ち物、地域防災計画と市の対応についてなどであります。

次に、市が実施した災害図上訓練と避難所運営ゲームの効果と活用についてであります。市では、平成23年度から毎年度対象地区を選定の上、防災モデル地区事業として災害図上訓練と避難所運営ゲームを実施しております。地域における防災上の課題の発掘と市民の防災意識の向上に効果があるものと認識しておりますことから、当面は未実施の地区で実施し、活用してまいりたいと考えております。

次に、災害に関する情報の提供についてであります。避難勧告等を伝達する場合は、防災行政無線を初め市公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、安全安心メール、エリアメール、災害協定先であるエフエムラジオ立川株式会社や株式会社J：COM多摩による情報提供、東京都災害情報システム経由によるテレビ、ラジオなどの媒体を通じた伝達が可能であると認識しております。

次に、市職員の招集体制についてであります。発災初期職員行動マニュアルに基づきまして、震度5弱以上の地震が発生した場合は非常配備体制が発令され、震度に応じた該当職員が参集することになっております。震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が自発的に勤務場所に参集する体制を敷いております。

次に、災害時の避難所運営についてであります。避難所は避難者にとって一定期間、集団による臨時の生活拠点となります。避難者同士がお互い協力して過ごしやすい避難所とするため、避難所管理運営マニュアルを定めております。避難所に指定した施設ごとに市職員等による避難所管理責任者を選任し、施設の管理者、自治会、ボランティア、避難者、避難所管理運営委員会を設置し、運営していくこととしております。

次に、備蓄品についてであります。市における備蓄は基本的に自助、共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行うものであります。このため、地域防災計画で想定する避難所生活者数約1万5,300人の3日分の生命維持や生活に最低限必要な食糧、飲料水、生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めているところであります。

次に、災害時における個人情報についてであります。災害時で個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる状況である場合には、東大和市個人情報保護条例第6条に規定する収集の制限や第12条に規定する利用及び提供の制限の例外として、部外者への漏えいに配慮しつつ、業務や支援関係者が必要な情報を共有することになるものと認識しております。

次に、救援物資等の取り扱いについてであります。発災後3日間は東京都及び市の備蓄物資で対応し、発災後4日目以降につきましては、現在東京都及び市区町村間で調整をしているところであります。また、市が

各事業者と独自に協定を締結している食糧、飲料水、雑貨、段ボールベッドなど応援物資の供給や緊急輸送車両等の供給などにつきましては、市の要請により対応していただくことになっております。

次に、ペットの避難についてであります。発災時は多くの避難者がペットと同行避難することが想定されております。避難所では、ペットの飼育場所の確保や飼育状況の把握及び東京都獣医師会などの関係団体への情報提供を行うこととしております。また、平常時から動物飼育者の避難所パンフレット等により避難の際のゲージやペットフードの持参など、動物飼育者に対する普及啓発に引き続き取り組んでいく必要があるものと認識しております。

次に、災害時における他の団体との提携についてであります。協定先につきましては、現在東京都関係機関、他の地方公共団体、陸上自衛隊などの指定公共機関、東大和市医師会などの指定地方公共機関、東大和建設同友会などの民間団体等の76団体と協定を締結しております。防災会議や総合防災訓練等を通じて各団体と連携し、災害に備えております。

次に、罹災証明の発行についてであります。平成30年1月から東京都共同利用型被災者再建支援システムを導入し運用を開始しております。災害時に罹災証明業務を分掌する災対市民部の職員が罹災証明発行業務に係る研修を受講し、災害に備えているところであります。また、東京都内の自治体が同じシステムを利用することで事務の標準化が図られるため、相互の応援体制についても整備しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○21番(床鍋義博君) 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

再質問については、基本的に壇上で述べた順番どおり進める予定ですが、質問や答弁のやりとりの中でちょっと前後する場合がありますので御了承ください。

まず最初に、防災についての①平常時の防災活動について再質問をします。

先ほど壇上でも述べましたが、毎年毎年訓練内容がすごく充実しているなというふうに見受けられます。これまでも各中学校区で行われた総合防災訓練、また毎年都立南公園で行われる避難訓練など、大規模でやられている訓練についてですけれども、この参加人数について把握していれば教えてください。

○総務部参事(東 栄一君) 3月にやっている防災フェスタにつきましては、3,400人か500人前後でこの2年間実施しておりました。防災訓練につきましては、済みません、ちょっと今手元に資料がございません。申しわけございません。

○21番(床鍋義博君) 毎年多くなっていればそれはいいかなと思うんですけど、多分余りこうふえてないのかなという感じかなと思っているんです。それで聞いたわけなんですけども、もちろん同じ人たちが繰り返し来るっていうことは非常に重要でもありますけれども、いつも来る人たちだけではなくて、新しい人達が来るような形、そういう点ではやっぱり参加人数っていうのが多くなっていくことによって防災意識が高まるかなというふうに思っているのですが、やはりこういった防災訓練等やる場合には、何でもかんでも数値目標ではないんですけども、少なくともやはりふえてるっていうようにしていかなければこの防災意識が根づかないなというふうに思うので、この数字については毎年毎年ちょっとしっかりと把握してほしいなというふうに思います。

次に、この訓練について、総合防災、ほかのところでも同じなんですけれども、毎年どのようなことに重点を置いて計画をされているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 総合防災訓練を初め幾つか市のほうで実施している事業がありますけれども、基本的には総合防災訓練につきましては、東日本大震災以降2部構成ということで、1部は市職員に対する非常時の優先業務訓練というのをやりまして、非常時にどう職員が動くかということについて図上訓練をしてやるということをメインにやっております。それ以外に2部構成で前回皆様が御協力いただきました第三中学校による市民参加型の、それからまた関係機関全体で行う訓練ということで、市全体で一体となった訓練をするということを心がけておるところでございます。

それから、避難所体験訓練とか、それから防災モデル地区事業とか、そういったものにつきましては地域ごとにこれも中学校区をぐるぐる回りながらやる中で、その地域の課題なんかを発見しながら基礎的な防災に対する考え方を学んでもらうと、そういう趣旨で行ったところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 毎年本当に工夫が見られているところもあります。

その中で、総合防災訓練でいつも社会福祉協議会さんが車椅子を使って車椅子の体験、乗る体験のほうと押す体験のほう、結構大変なんだよっていう、段差があってそこを越えるのっていうのを、普通ではやらないようなことをやる、すごく意外と見た感じより重いですし、そういうのはすごくいいかなと思ったんですけども、実際に今まで参加していて車椅子の方が避難訓練に参加されてることは余り見たことはないんですね。実際に本当に発災後だったりすると、そういう方たちが避難所に来るわけですから、そういう人たちに対してこう呼びかけとかっていうものを行ってはいないんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災訓練につきましては基本的には地域の住民の方と、それから協定を締結するような団体とか、防災関係機関とかを中心に呼んできておりますので、今回聴覚障害者の団体はたしか来てると思いますが、車椅子の団体とかにはお声かけしてないと思います。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 先ほど他の議員が福祉避難所のところを話してて、通常の避難、健常者っていうんですかね、そういう人を予想をして避難所運営をするんですけども、基本的には地域の中にはさまざまな障害者の方もいらっしゃいますし、御高齢でもう車椅子でしか動けない方も結構いらっしゃると思うんですね。意外とやっぱりそういったところも含めて避難訓練をしておかないと、実際に起こった場合に市職員がどうやって対応するのかっていうのはその場で考えてしまうんじゃないかなと思うんですね。今後の課題として捉えてもらえればいいんですけども、そういったことも含めて計画をつくってほしいなというふうに思います。これは要望ですので、御答弁は結構です。

次に、②の防災情報の提供についてに移ります。

防災についての啓蒙はさまざまな媒体を使って行うことがすごく大事だなと思うんですけども、先ほど市長の御答弁でたくさん、市報やホームページもそうですし、災害無線、防災無線、あとFM局ですか、そういったところも使ってやるということだったんですけども、逆によく充実してるかなと思うんですけども、逆にふだんSNSとかで防災の情報っていうのは余り流されてないような気がするんですね。災害が起こったときはいいんですけども、通常に、今回例えば防災訓練あるときにSNSとかでは発信したんでしょうか。私よく見るんですけども、発信されてないような気がするんですけど。

○総務部参事（東 栄一君） 台風とか豪雨のときに警報等が流れて、例えば避難所の開設に関しましては、市のツイッターもしくはフェイスブックでも秘書広報課にお願いをして流してもらった経緯はあります。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ですね。もちろん発災した後は当然なんですけれども、通常の防災訓練だったり避難訓練だったりするときにも、こうやりますとかってというような、前、別の広報のときにツイッター等SNSの使い方でも一回切りじゃだめなんですよってという話をしたと思うんですね。要はフローなんですよね。何回も何回も流すことが実はSNSの文化では通常なので、一回流したから終わりじゃなくて、そのタイミングで見ないと若い人はそれをわざわざ追ってこないわけですよ。

なので、ハッシュタグを入れたとしても、最新のところって見たときに、過去、新しいところから順に出てくるので、余りこう回数が少ないとすごくたくさんの方の情報の中に埋もれてしまうので、そういう点においてもふだんからそういうことを使いなれてるっていうことをしたほうがいいかなっていうふうに、これは防災に限らず通常のまちのイベントでもそうなんですよね、イベントも一回こっきりしかやらなかったりするんで、すごく使い方としてSNSの使い方がもったいないなど。それは媒体によって使い方があるので、それは職員若い人いっぱいいるので、そのあたりから学んで使い方を最適化してほしいなというふうに思います。

次に、防災情報の提供はそれで、済みません、もう一つ、こちらからの防災情報の提供はそれでいいんですけども、市民の方から実はこここのところの塀が壊れそうだよとか、例えば台風があったときに倒木してるよとかってというような情報ってというのは通常どういうふうにならされて、どういうふうに対応してるんですか。

○総務部参事(東 栄一君) 先ほどちょっと別の議員さんの質問でもお答えしたんですけど、基本的に平常時はほとんど防災行政無線が聞こえないとかっていう、そういう問い合わせとか要望とかが多くて、災害時、台風だとか豪雨だとかにつきまちは、その時点で倒木があるとか、冠水してるとか、そういうお話があって、その都度対応してるということになってます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) わかりました。特に何かこう防災、市役所に寄せられる普通の一般の苦情と言ったらおかしいけど、そういう問い合わせと同じ扱いっていうことですね。わかりました。

じゃ次、③の自助、共助、公助の考え方及びこれらを推進するための施策についてに移ります。

先ほど市長の答弁では情報の提供を行っているということだったんですけども、私もこの質問を作成する際に防災に関するところの市のホームページとかを全部見ましたけれども、この自助、共助、公助に関して具体的にどれが自助で、どれが共助で、どれが公助だっということが明確に規定されているところがなかったんですけども、もし見落としてたらそういうところがありますっていうのを教えていただければと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 今のはホームページに記載されてる内容があるかということでございますか。

(床鍋義博議員「はい」と呼ぶ) 明確にこれが自助で、これが共助で、これが公助というような形での掲載はないというふうに思います。

それと、さっき1点、先ほどの御質問の関係で、総合防災訓練の参加者でございますけれども、今年度、先ほどの9月1日に実施したものににつきましては約800人の参加でございました。昨年は雨で第1部しか実施しませんでしたので合計200人の参加で、その前の年、29年度につきましては約700人という参加状態でございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 参加人数を調査していただきましてありがとうございます。

前より、先ほど言ったようにどんとふえてるっていう感じではないので、言いたいことは先ほどと一緒になん

ですけども、工夫をして、内容は工夫すごいしてるんですけども、集客って言ったらちょっと言い方あれですけど、それに対する工夫っていうんですかね、そちらのほうを進めてほしいなと思います。

自助、共助、公助なんですけども、やはりどこにも見当たらないんですよ。概念だけ言ったとしても、誰も伝わらなければ、誰もやらないと思うんですよ。ですから、まず一番最初にもしそれをやりたいのであれば、やりたいというか、やるべきだと思ってるんですよ、私も。それであればちゃんと伝わるように、自助とはこういうものです、共助とはこういうものですっていうことをやっぱり明確に示してあげないと誰もやらないし、またそれをやらせるためには、やらせるための何かインセンティブがないと人って動かないですよ。だから、それが金銭的なものとは限らないですよ。もっと、危険性をあおるわけじゃないけれども、これをちゃんとやらないと3日分の食料は東大和は全員が被災すると持たないんですよっていうことをちゃんと知らしめることも一つかもしれませんけれども、そういったことを言って自助が必要なんだっていうことを知らしめることが必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） いろんな自治会なんかの呼ばれる防災講話などではこういった防災マップなどを配っていろいろな話をしてくるわけですけど、日ごろの備えというような書き方があって、こういったことで自助というのは自分の命、また家族の命を守ることだという話をしながら、何が必要なのかっていう話はしています。していますが、今言ったように大多数の方に周知するっていう話の中では必要だというふうに考えますので、ちょっと検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○総務部長（阿部晴彦君） ちょっと補足をさせていただきますと、現状では確かにそのような部分も余り明確にはなっていないのかなっていうふうには思います。今、令和2年3月の修正に向けて東大和市の地域防災計画を修正作業を進めているところでございますが、やはり自助、共助、公助っていう、特に市民、地域の方に自助の大切さ、自分の命は自分で守るということを押し出したような計画、表現というものも今意識しております。そういうことがなかなか自助、共助、公助をすばっときれいに切り分けるっていう代物でもない部分もあるかもしれませんが、自助とはどういうことを言って、求めているのか、また住民みずからがどういうふうな備えをしなくてはいけないのか、そういうことが表現、手にしたときにわかるような、そういうものは意識して今、修正作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） もちろん、後半のほうの質問でローリングストックの話もするんですけども、そのとき、それも自助の一つだと思うんですよ。そういう具体的に見える形でないと伝わらないと思いますので、そういったことも踏まえて、計画を作成していただけることをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

④マンションと集合住宅の防災対策についてです。

このマンションの防災対策、前も一度質問したことあって、そのときと同じ質問になってしまうんですけども、こういうマンション、高層住宅、特に高い建物が市の南側のほうに結構ありますけれども、そういったところに特有の災害っていうのがあると思うんですね。そういうものに対して何か指針みたいなものを市でつくったりとかはしてないんでしょうか。要は管理組合任せで、市としては集合住宅なんだからこういうことを気をつけてっていうようなことを、他の自治体がやっているところもあるんですけども、そういったところからちゃんと検討しながら住民に示す、それこそ出前講座でもしそういった高層マンション等からあったときには、こういうものがあるよみたいなことを示すことはあるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） これまで高層マンションの関係につきましては、おっしゃるとおり特有の課題があるということで、その自助、共助の一環として居住者とともに対応していくことが基本だというふうに認識しておりまして、その関係で、この前もマンション管理組合の方にちょっと呼ばれて話しにいったときに、若干他市、区部かなんかでつくられている資料か何かも使いながら御説明された経緯はありますけれども、市としてそういったマンションに特化したようなマニュアルとか、そういったものについて、方針というものについてはつくってございません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 新耐震基準に基づいたマンションについては、基本震度6から7でも躯体は崩れないというふうに言われています。もちろん例外ありますけれども、ただその中にある水道管とか下水道管とかっていうのはちょっと使えない状況が結構あるみたいなので、躯体は大丈夫だけれども中身がだめだ、エレベーターもとまってしまうかもしれないっていう、そういう問題があるんですけれども、実はなぜこれを言ってるかっていうと、自助、公助の自助の一つとして、マンションっていうのは躯体は大丈夫なんで、雨風はしのげるから、きっちりとした対応がそこでできていけば、そこで籠城できる。籠城っていうのは、要はそこで避難生活をする事ができるっていうんですね。それが自助の一つだと思うんですよ。

ですから、自助を推進するっていうのであれば、マンションだったらこういうことがあったら一時（いつとき）避難所に行かないで、雨風しのげる自分の家で避難してください、そのかわりトイレが使えないから、トイレはこういう方法、こういうふうにありますよとかっていうようなことを示すのが指針だと思うんですね。そういったことを考えてほしいなっていう思いで今これを質問をしています。

今つくってないというので、つくってれば、私も探したんだけどなかったんで、ですけども、実は私、マンションに住んでいるので、そのプロジェクトチームに入って、いろいろトイレのこととか調べてるんですね。マンションの一番問題なのはやっぱりトイレなんです。結局、高層階に住んでもそれは水使えないわけですから、トイレのところっていうのはどっか下に行って、要は簡易トイレを、ふだん家で置いて簡易トイレというのがあって、それを便器に置いてそのまま乾燥させてしまっけて置いてくっていうのが簡易トイレ一つはあって、もう一つはマンホールトイレっていうやり方です。

マンホールトイレのやり方なんですけども、実はこれ、後のほうにちょっと入っちゃうのかもしれないんですけど、トイレ、避難所のところで今、各中学校のところでマンホールトイレを設置してると思うんですけども、マンホールトイレの今、設置状況っていうのはどういう感じになってますか。

○総務部参事（東 栄一君） マンホールトイレの設置場所につきましては、小学校、中学校全てですから15カ所と、それから上仲原公園と桜が丘市民広場と、それから二ツ池公園、この場所になります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私は中学校の、二中ですけれども、そのマンホールトイレ、見たことがあります、実際に。あれの方式、マンホールトイレの方式って3つぐらいに分かれてて、本管に直結する形と、本管から出てる支管から流す流水型っていうものと、いわゆる昔でいう肥だめみたいなためる式のやつと、その3つあるんですけれども、今中学校等でやられてるのはどちらのタイプですか。

○総務部参事（東 栄一君） 支管のタイプになります。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 支管のタイプだと問題点の一つあって、流すのに結構大量に水が要るんですよ。なの

で条件としては、多分中学校に置いたっていうのは多分そうだと思うんで、プールがありますよね、プールにずっと水ためといて、その水を使うっていう想定でつくったわけですよね。池のところも多分そうだと思うんですよ。

とすると、本管って大体車道の下にあるじゃないですか。でも、車道の下にない本管でマンホールで直結するトイレっていうのは東大和市でつくれるところはあるんですか。

○総務部参事（東 栄一君） 済みません、ちょっと把握してございません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひちょっと調べてみてください。これなぜかっていうと、重要で、もしマンションの近くの道路を通行どめにできるようなところがあって、それが本管があってそこに直結してトイレがつけられるようになるとマンションで籠城って可能になるんですよ。そうすると、一時（いつとき）避難所にマンションの住民がどっと押し寄せることなくなるんですね。

ですから、そういうことも含めて、実際にもしマンションの人たちが避難するときに、やっぱり雨風しのげてトイレができれば自分のところで避難したほうがいいと思うんですよ。多分食料品なんかを3日ぐらいだったら多分、これからローリングストックの話しますけど、ためられると思うんですよ。ですから、そういうふうにならなくていいっていうんですかね、そのためにこんなことができる、こんなことができるっていうふうを考えていただけたらなと思います。

マンションの防災対策については以上です。

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時44分 延会